第140回山形市都市計画審議会

日 時:令和5年11月8日(水)午前10時30分

場 所:市庁舎11階 大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事
 - (1) 会長・副会長の選任
 - (2) 審議事項

議第1号 山形広域都市計画駐車場整備地区の変更(山形市決定)

議第2号 山形広域都市計画駐車場の変更(山形市決定)

4 意 見 聴 取

山形市立地適正化計画の変更

- 5 そ の 他
- 6 閉 会

第140回山形市都市計画審議会議案

令和5年11月8日山形市都市計画審議会

目 次

諮問議案

議第1号	山形広域都市計画駐車場整備地区の変更(山形市決定)	1
議第2号	山形広域都市計画駐車場の変更(山形市決定)	3

議第1号

山形広域都市計画駐車場整備地区の変更(山形市決定)

1号山形市都市計画駐車場整備地区を次のように廃止する。

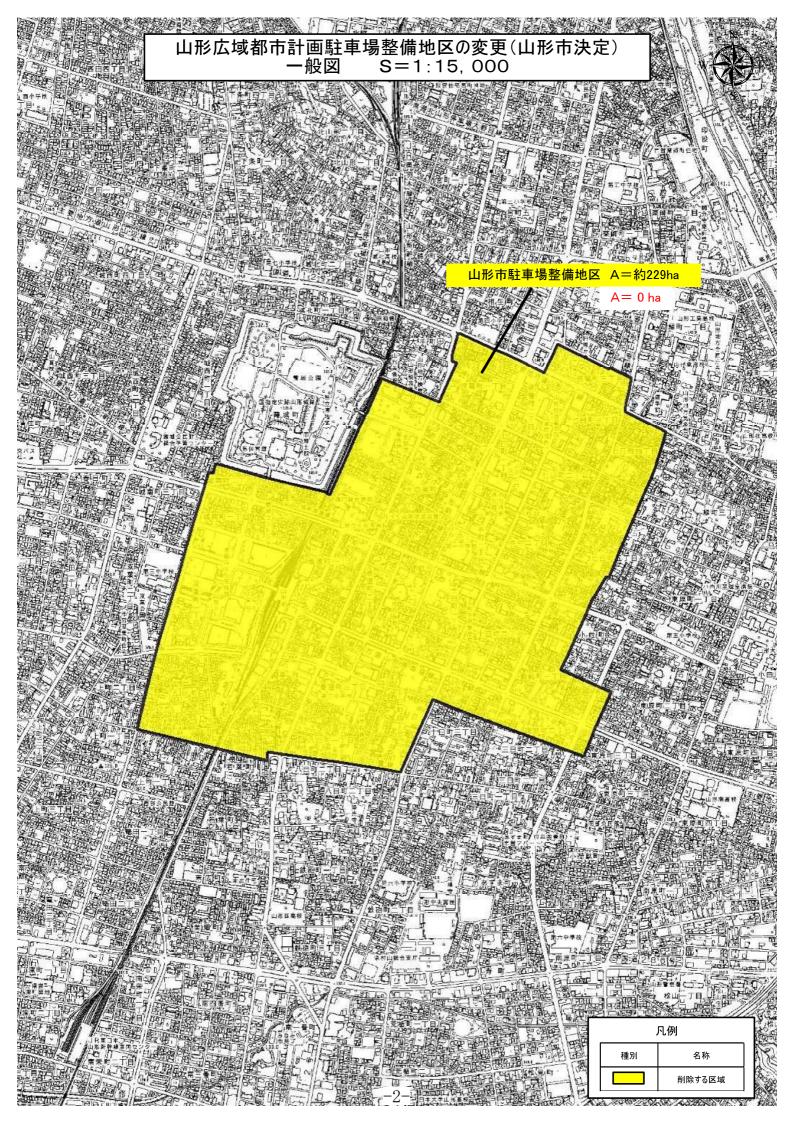
上段:旧 下段:新

番号	種類	面積	備考
1	山形市駐車場整備地区	約 229ha	
_	_	_	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

当該地区については、計画的な駐車場整備の促進を図るため都市計画決定されたものであるが、駐車需要に対する駐車台数が既に確保され、駐車場整備を促進する必要がないことから廃止を行うもの。



山形広域都市計画駐車場の変更(山形市決定)

都市計画駐車場中1号山形市香澄駐車場、2号くみあい駐車場、3号山形市中央駐車場、4号山形市大手町駐車場、5号山形県営駐車場、6号山形市済生館前駐車場、8号山形市山形駅東口駐車場、9号山形駅西口駐車場を廃止する。

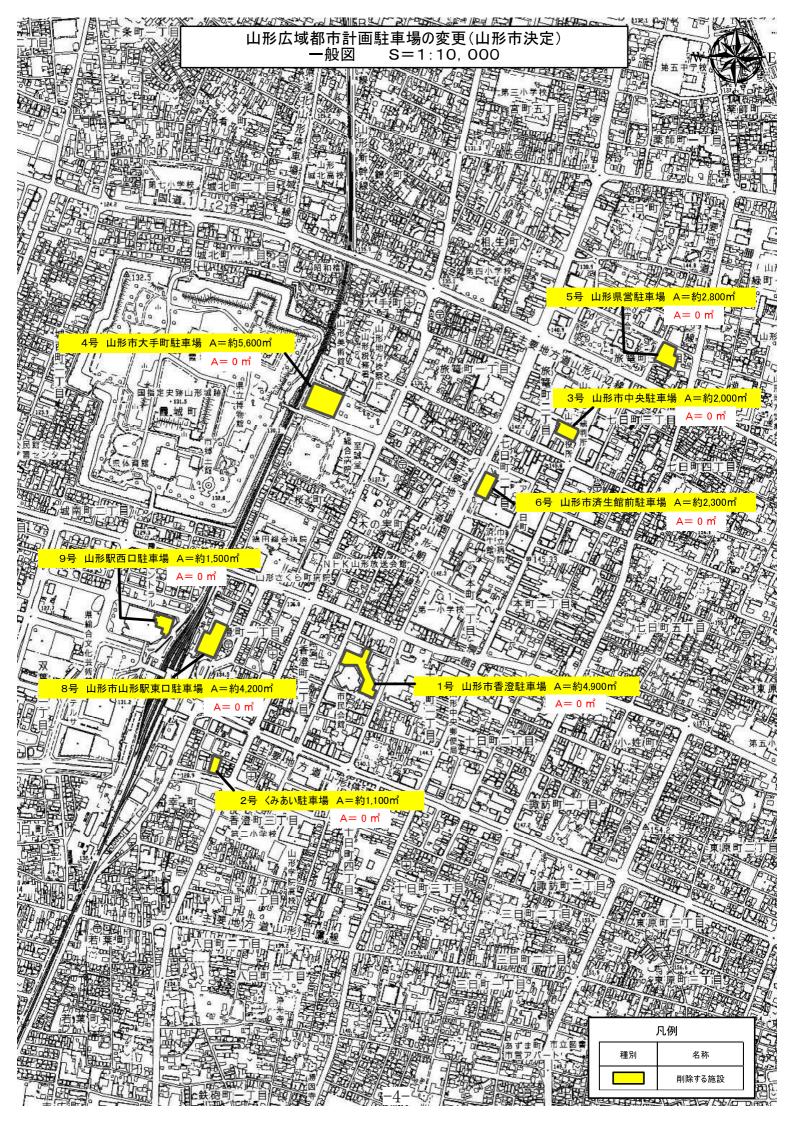
上段:旧下段:新

	カイム			T#74-	
	名称 	位置	面積	構造 	備考
番号	駐車場名		<u>ш</u> ля	階数	ν ια ·· 3
1	山形市香澄駐車場	山形市香澄町二丁目地内	約 4, 900 ㎡	自走式 地下1層	141 台
_	_	_	_	_	_
2	くみあい駐車場	山形市幸町地内	約1,100 ㎡	自走式 地上5階	171 台
	_	_	_	_	_
3	山形市中央駐車場	山形市旅篭町二丁目地内	約2,000 m²	自走式 地上6階	311 台
_	_	_	_	_	_
4	山形市大手町駐車場	山形市大手町地内	約 5, 600 ㎡	自走式 地上1階	182 台
_	_	_	_	_	_
5	山形県営駐車場	山形市旅篭町三丁目地内	約 2, 800 ㎡	自走式 地上5階6層	300 台
6	一	山形市七日町一丁目地内	— 約2,300 m²	自走式	497 4
6	山形市済生館前駐車場	四形印名日町一1日地内	ポリ 2, 300 m	地上5階6層	437 台
_	_	_	_	_	_
8	山形市山形駅東口駐車場	山形市香澄町一丁目地内	約4,200 ㎡	自走式 地上4階5層	自動車 500 台 自転車 1,300 台
9	山形駅西口駐車場	山形市城南町一丁目地内	約 1, 500 ㎡	自走式 地上8階 地下1階9層	自動車 350 台 自転車 2,000 台
_	_	_	_	_	_

「区域は計画図表示のとおり」

理由

当該施設については、周辺地域の駐車容量不足に対応するため都市計画決定されたものであるが、現在は駐車需要に対する駐車台数が既に確保されるとともに、一般公共の用に供するという本来の役割を終えたと考えられることから廃止を行うもの。



第140回山形市都市計画審議会審議事項参考資料

審議事項参考資料目次

1	都市計画審議会諮問議案参考資料
	◇山形市まちなか駐車場適正化計画(案)について
	・山形市まちなか駐車場適正化計画(案)概要版1
	・ 山形市まちなか駐車場適正化計画(案)
	◇駐車場整備地区の廃止ついて(議第1号関連)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	◇都市計画駐車場の廃止について(議第2号関連)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	山形市都市計画審議会条例他
_	◇ 条例····································
	→ 本説
	◇ 幹事会要網····································
	◇ 委員名簿····································
	A 14 + 6 for

適正化計画

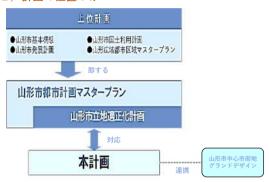
T 計画策定の概要

(1) 背景と目的

モータリゼーションの進展により深刻化する路上駐車問題の解 消を図るため、路外駐車場の整備を促進してきましたが、近年、 中心市街地では2件の百貨店を含む店舗閉店が数多く発生し、そ の土地・建物の有効活用が図られず、跡地がコインパーキングに 姿を変え、まちなみの分断を招いています。

今和3年3月に策定した「山形市立地適正化計画」に掲げる 「多様なネットワークにより地域がつながり歩いて暮らせる健康 で賑わいのあるまちづくり」の実現に向け、中心市街地における 駐車場の現状を分析するとともに、分析により得られた諸課題に 対応するための今後の駐車場政策を示すものです。

(2) 計画の位置づけ



(3) 目標年次(計画期間)

令和 | 7年(2035年)

(4)計画の対象範囲

山形市立地適正化計画における都市機能誘導区域

【参考】現行の駐車場関連制度

①駐車場整備地区(平成3年)

計画的な駐車場整備の促進を図る地区として約229hgを指定。

②都市計画駐車場 (昭和47年~平成9年)

駐車需要に対応するため都市計画上必要な位置に適正な規模で 永続的に確保され、広く一般公共の用に共すべき駐車場。

③山形市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(昭和46年) 一定規模以上の建築物に対して、義務的に駐車施設を附置させ るもの。

Ⅱ 中心市街地における駐車場の現状と課題

(1) 雲給状況

駐車場の整備促進により駐車場不足は解消されましたが、店 舗撤退後の跡地利用としての駐車場整備が増えていることに加 え、中心市街地への来訪者も減少傾向にあることから、供給過 剰な状況になっています。

・供給過剰となっている駐車場の供給量の適正化

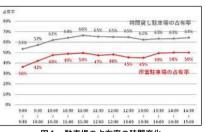


図1 駐車場の占有率の時間変化

(2) 都市計画駐車場(市営駐車場)の現状

民間駐車場より利用率が低く、本来の目的である一般公共の 用に供されていない駐車場がある状況です。

・まちの資源としての柔軟な活用

(3) まちづくりと駐車場との関係

中心市街地では青空駐車場が数多く立地し、低未利用な空間 利用が望まれます。七日町大通りの北側やすずらん通りでは駐 車場が少なく、安全な歩行動線が確保されていますが、その他 の路線では駐車場出入口による歩行動線の阻害が懸念されます。

- ・歩きやすい空間づくりの実現
- ・まちの高質化の後押し



図2 中心市街地における駐車場の立地状況

課題のまとめ

駐車場政策の役割を、これまでの収容台数の確保 から、整備台数の適正化や良好な歩行回遊環境の形 成、低未利用地の削減への貢献など、都市空間の高 質化を後押しするための政策として転換していくこ とが課題

Ⅲ 駐車場政策の基本方針

- (1) 新たな駐車場の発生を抑制し、供給量の適正化を図ります。
- (2) 歩行者の安全性に配慮した駐車場の配置の適正化を図ります。
- (3) まちのにぎわいを後押しするため、駐車場の多目的な利用を促進します。

Ⅳ 駐車場政策の具体的な取り組み

(1) 駐車場の供給量の適正化

- ①駐車場整備地区 ⇒ 廃止
- ②都市計画駐車場 ⇒ 廃止
- ③山形市建築物における

駐車施設の附置等に関 ⇒ 廃止 する条例

(2) 駐車場の配置の適正化

①駐車場配置適正化区域の設定

表1 都市計画駐車場の一覧 (t.H) 群型摄火 设置者 決定年月日 舞科を事年月日 香港町二丁目 \$47.4.5 258 6 17 山形市 141 くみあい M山北市 171 **#81** 947 10 25 投資的ニブロ \$58.6.17 山形市 428 大手町 S60.6.11 山形市 182 山形県営 **按衡斯三丁目** H1.9.8 山形県 300 肾生態前 6日町一丁目 H3.12.25 山形市 444 ⊔B/5 500 **Enthyda**r SWE-TH H516 山形駅西口 城南町一丁目 H9.7.25 山形県 345

DE MEN		in the	PER MANAGEMENT	13
SERWICE		1 25 4	THE PARTY OF THE P	
14 E #1 0 - 5		· 青 ·	Kney-	3
A CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH	19-1-15			
商報公司 塘	100		Company of the same of the sam	1
and the same of		# 6 0	The same	
12 m /			an /s	30
State of the state	200		1 1	
West Tarrey	a lift	70 000	1 7 200	
(Shirt and				
一 原	Paris Inc.			涮
A March	D THE PERSON	/	THE SECOND STATE OF	X
The State of the S			1	
4			*/	m m
Jan Jan	B-Car	X24	An	
A ABIT	A Part			HE .
	A PANE	ATRE C	- 王安な幹線道路 都心リング・駅間状i	nrs
N PRINCE	A PARTY OF THE	1 1 1/2	都市機能誘導区域	-
	(株式 利) (株式 和)	STATE OF THE STATE	TEAN TO THE PART OF THE PART O	1 日本 1 日本

図3 駐車場配置適正化区域

②路外駐車場配置等基準の設定

表2 路外駐車場配置等基準の概要

		我 2
	届出対象 となる行為	駐車場配置適正化区域や主要な幹線道路に面した部分において、 ①路外駐車場を新たに設置する場合 ②既存の路外駐車場の規模または自動車の出入口を変更する場合
	届出対象 となる規模	駐車の用に供する部分(駐車マス)の面積が50㎡以上 ※無料駐車場を含む(月極駐車場や専用駐車場は除く)
-	構造等に 関する基準	【駐車場配置適正化区域全体】 次の事項を可能な限り満たすこととする。 ①フラップレス化 ②にぎわいの創出に資する管理規程の作成 ③通りに面した部分への多目的スペースの設置や植栽等による緑化 【主要な幹線道路に面する路外駐車場】 主要な幹線道路に面した部分への出入口設置を原則禁止とする。 ただし、主要な幹線道路のみに面しているため、出入口を設置せざるを得ない場合は、ハーモニカ構造の禁止など7事項を遵守することを原則とする。

(3) 駐車場の多目的利用の促進

- ①フラップレス化、通りに面した部分への多目的スペース設置や緑化などを努力 基準に定めることで、多目的利用を促進する。
- ②市営駐車場の多目的利用・多用途化及び交通結節点としての機能の充実に向け た検討を行う。

山形市まちなか駐車場適正化計画(案)

SUSTAINABLE GOALS







この計画の推進により、SDGsのこのゴールの 達成に貢献することを目指します



令和 5 年 〇 月 山 形 市

目次

1章 はし	ごめに	1
(1)	策定の背景と目的	1
(2)	計画の位置づけ	5
(3)	目標年次(計画期間)	5
(4)	計画の対象範囲	5
2章 本計	†画策定にあたり実施した実態調査の概要	6
(1)	駐車場供給実態調査	6
(2)	駐車場利用実態調査	6
(3)	駐車場利用者に対するアンケート調査	6
3章 山飛	シ市中心市街地における駐車場の現状と課題	7
(1)	中心市街地における駐車場の需給状況	7
(2)	都市計画駐車場(市営駐車場)の需給状況1	2
(3)	まちづくりと駐車場との関係1	7
(4)	中心市街地の駐車場政策に関する課題のまとめ2	1
4章 今後	後の駐車場政策の基本方針 2	2
(1)	今後の中心市街地における駐車場政策の基本方針2	2
5章 駐車	三場政策の具体的な取り組み2	3
(1)	駐車場の供給量の適正化	3
(2)	駐車場の配置の適正化2	4
(3)	駐車場の多目的利用の促進3	0
6章 計画	頭のスケジュール	1
7章 計画	面の推進と進行管理	2
(1)	計画の推進体制	2
(2)	計画の進行管理	2

1章 はじめに

(1) 策定の背景と目的

我が国の駐車場制度の骨格は昭和32年の駐車場法制定によって形作られました。これはモータ リゼーションの進展により深刻化する路上駐車問題の解消を図るため、「駐車は路外へ」を原則と し、路外駐車場の整備を促進するためのものでした。同法の基本的な考え方としては、自治体が 駐車場の整備促進を図る地域として「駐車場整備地区」を都市計画に定め、同地区およびその周 辺地区における一定規模以上の建築物に駐車場附置を義務化するとともに、都市計画へ都市施設 として駐車場を定めることを可能とし、都市計画事業として駐車場の整備を円滑に進められるよ うにするものでした。

山形市においても、この考えに従い、昭和46年に「山形市建築物における駐車施設の附置等に 関する条例」が制定されました。都市計画駐車場についても昭和47年決定の香澄駐車場を皮切り に、平成9年決定の山形駅西口駐車場まで8施設が都市計画に定められ、整備されてきました。 また、駐車場整備地区についても平成3年に都市計画に定められています。

一方で、山形市のこれまでの都市基盤整備の歩みを振り返ってみると、山形駅や七日町などを 中心とした既存市街地における都市施設整備が進んだ一方、郊外地区においても複数の区画整理 により市街地の拡大が進みました。拡大した市街地においては、大型郊外ショッピングセンター と多数のロードサイド型店舗が大規模な駐車場を伴って立地しました。

郊外型店舗の増加を一因として中心市街地の求心力が低下し、直近の5年で中心市街地では2 軒の百貨店が閉店しています。小規模な店舗の閉業も数多く発生し、その土地・建物の有効活用 が図られず、跡地がコインパーキングに姿を変え、まちなみの分断を招いています。

自動車利用が多い山形市においては、まちのにぎわいのために一定の駐車需要へ対応すること は必要ですが、駐車場はまちの景観や歩行者の安全確保を阻害する要因となることから、需要に 応じた適正な規模での立地が求められます。

このような背景を踏まえ、山形市は令和元年度及び令和2年度の2ヵ年にわたり、まちなかの 駐車場に関する実態調査を実施しました。本計画はこの調査結果に基づき、中心市街地における 駐車場の現状を分析するとともに、分析により得られた諸課題に対応するための今後の駐車場政 策を示すものです。

(参考:山形市における現行の駐車場関連制度)

駐車場整備地区

自動車交通が著しくふくそうする地区、またはその周辺地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要のある地区を対象に、計画的な駐車場整備の促進を図る地区として、平成3年に都市計画に定めています。 山形市では、中心市街地及びその周辺地区の約229haを指定しています。

都市計画法(抜粋、条項・文言を一部省略)

(地域地区)

- 第8条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。
 - (8) 駐車場法第3条第1項の規定による駐車場整備地区

駐車場法(抜粋、条項・文言を一部省略)

(駐車場整備地区)

第3条 都市計画法第8条第1項第1号の商業地域、近隣商業地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 若しくは準工業地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区又は当該地区の周辺の地域内において自動車 交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域 については、都市計画に駐車場整備地区を定めることができる。

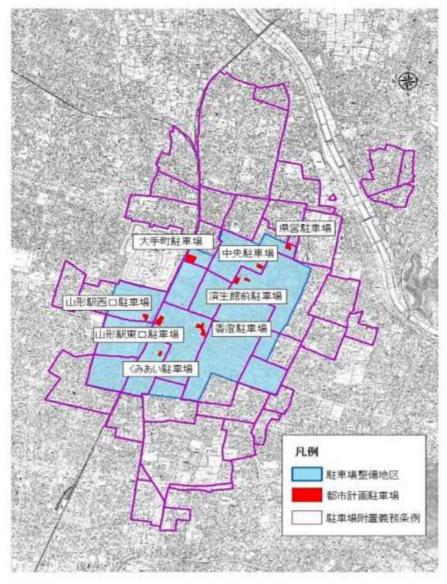


図 1-1 駐車場整備地区

都市計画駐車場

駐車場整備地区において、駐車需要に対応するため都市計画上必要な位置に適正な規模で永続的に確保され、広く一般公共の用に共すべき駐車場として都市計画に定めています。

山形市では、市営駐車場5か所を含む8か所の駐車場を都市計画に定めています。

都市計画法(抜粋、条項・文言を一部省略)

(都市施設)

- 第11条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。
 - (1)道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

駐車場法(抜粋、条項・文言を一部省略)

(駐車場整備地区内の路外駐車場の整備)

- 第 10条 市町村は、駐車場整備地区に関する都市計画を定めた場合においては、その地区内の長時間の自動車の駐車 需要に応じるために必要な路外駐車場に関する都市計画を定めなければならない。
 - 2 地方公共団体は、前項の都市計画に基いて、路外駐車場の整備に努めなければならない。



図 1-3 都市計画駐車場の位置図

表 1-1 都市計画駐車場の一覧

駐車場名	所在地	都市	設置者	共用	
紅果物石	かれた地	決定年月日	最終変更年月日	议旦 有	台数
香澄	香澄町二丁目	S47.4.6	S58.6.17	山形市	141
くみあい	山形市幸町	S47.10.30	-	JA 山形市	171
中央	旅篭町二丁目	S58.6.17	-	山形市	425
大手町	大手町	S60.6.11	-	山形市	182
山形県営	旅篭町三丁目	H1.9.8	H1.12.13	山形県	300
済生館前	七日町一丁目	H3.12.25	-	山形市	444
山形駅東口	香澄町一丁目	H5.1.6	-	山形市	500
山形駅西口	城南町一丁目	H9.7.25	-	山形県	345

山形市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 (抜粋)

(周辺地区の指定)

第3条 法第20条第2項の規定に基づき、商業地域の周辺の地域内で条例で定める地区(以下「周辺地区」という。)は、 別表第1のとおりとする。

(建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置)

- 第4条 商業地域又は周辺地区において、建築物を新築又は増築しようとする者で、次の各号の一に該当する場合は、 別表第2に定める基準に従い当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しなければならない。ただし、商業地域内において非特定用途に供する建築物で、市長が特に必要でないと認めたものについてはこの限りでない。
 - (1) 商業地域内において、延べ面積(駐車施設の用途に供する床面積を除く。以下同じ。)が3千平方メートル以上の 建築物を新築し、又は延べ面積が当該規模以上の建築物について増築し、若しくは建築物の延べ面積が当該規模以上 となる増築をしようとするとき。
 - (2) 商業地域内において、特定部分の延べ面積が2千平方メートル以上の建築物を新築し、又は特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、若しくは特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとするとき。
 - (3) 周辺地区内において、特定部分の延べ面積が3千平方メートル以上の建築物を新築し、又は特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、若しくは特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとするとき。
 - 2 商業地域内又は周辺地区内における特定部分及び非特定部分を有する建築物は、その全部を特定用途に供する建築物とみなし、前項の規定を適用する。この場合において、特定部分の延べ面積と、非特定部分の延べ面積に3分の2を乗じて得た面積との合計をその建築物の延べ面積とする。

別表第1 周辺地区

(下記の地区より商業地域を除く。)

宫町一丁目、宮町二丁目、宮町三丁目、宮町 四丁目、宮町五丁目、銅町二丁目1番・2 番・7番~12番、薬師町一丁目、薬師町二丁 目1番・2番・9番~16番、緑町一丁目、緑 町三丁目、六日町、相生町、錦町、大手町、 桜町、旅篭町三丁目、七日町四丁目、七日町 五丁目、十日町三丁目、香澄町三丁目、幸 町、八日町一丁目、八日町二丁目、東原町一 丁目、東原町三丁目1番~4番、小姓町、諏 訪町一丁目、諏訪町二丁目、小白川町一丁目 5番、小白川町二丁目1番・2番、三日町-丁目、三日町二丁目、鉄砲町一丁目、鉄砲町 二丁目、鉄砲町三丁目、若葉町、南一番町、 美畑町8番~10番、荒楯町1番~3番、小荷 駄町1番~3番、あずま町、北山形一丁目、 北山形二丁目1番・2番・5番、肴町、城北 町一丁目、城北町二丁目、城南町一丁目、城 南町二丁目、城南町三丁目、春日町、双葉町 一丁目、上町一丁目、上町二丁目、五日町、 鈴川町一丁目1番~4番、印役町一丁目1 番·2番、印役町二丁目、印役町三丁目1番·2番·5番、双月町二丁目1番~6番

参考:別表第1の示す範囲

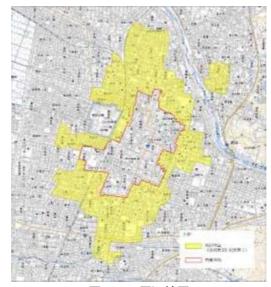


図 1-2 周辺地区

別表第2 駐車施設の基準

MINITED STATES	4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1						
地域及び地区	駐車施設の規模						
商業地域	基礎台数 10 台	(第1項第1号該当) 延べ面積が3,000平方メートルをこえ、9,900平方メートルまでは、300平方メートルまでごとに1台、9,900平方メートルをこえる部分については、450平方メートルまでごとに1台 (第4条第1項第2号該当) 延べ面積が2,000平方メートルをこえ、9,800平方メートルまでは、300平方メートルまでごとに1台、9,800平方メートルまでごとに1台、9,800平方メートルをこえる部分については、450平方メートルまでごとに1台					
周辺地区	基礎台数 10 台	(第4条第1項第3号該当) 延べ面積が3,000平方メートルをこえ、9,900平方メートルまでは、300平方メートルまでごとに1台、9,900平方メートルをこえる部分については、450平方メートルまでごとに1台					

(2) 計画の位置づけ

本計画は、山形市都市計画マスタープランの目指す都市構造における、具体的な拠点やネット ワークのあり方を示す山形市立地適正化計画(令和3年3月策定)に対応して、駐車場に関する 事項をまとめたものです。また、5章で示す駐車場配置適正化区域及び路外駐車場配置等基準に ついては、都市再生特別措置法第81条に基づき山形市立地適正化計画に追記する事項です。

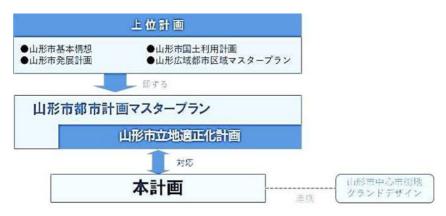


図 1-4 計画の位置づけ

(3) 目標年次(計画期間)

山形市立地適正化計画の目標年次に準じ、令和17年(2035年)とします。

(4) 計画の対象範囲

山形市立地適正化計画における都市機能誘導区域を本計画の対象区域とします。



図 1-5 計画の対象範囲

2章 本計画策定にあたり実施した実態調査の概要

本計画の策定にあたり、令和元年度及び令和2年度の2ヵ年にわたり、まちなかの駐車場に関する実態調査を以下のとおり実施しました。

(1) 駐車場供給実態調査

調査の目的 山形市中心部に指定している駐車場整備地区内における駐車場の供給実態の把握

調査方法 目視または所有者、管理者等へのヒアリング等により調査

実施時期 令和元年 10 月~12 月

調査対象 駐車場整備地区内に立地する駐車場(1,621 施設)

調査項目 駐車場名称、所在地、収容台数、運用区分(時間貸し、月極、専用)など

(2) 駐車場利用実態調査

調査の目的 山形市駐車場整備地区内における駐車場の需給バランスの検証のための需要デ

ータの収集

調査方法 地区内の時間貸し駐車場を対象に、30分ごとに時間帯ごとの瞬間調査台数を調

査員が記録し、市営駐車場など1台1台の入出庫の記録が活用可能な特定駐車

場については利用実績データを収集

調査対象 断続調査:41 施設

連続調査:7施設

調査項目 ・車種別時間帯別瞬間駐車台数(乗用車・軽自動車・貨物車の計3区分)

・積雪等による駐車不可マス数

・駐車場入庫待ち車両数

(3) 駐車場利用者に対するアンケート調査

調査の目的 対象範囲内駐車場の利用者特性を把握(平日・休日)

特に、駐車場利用圏(駐車場と目的施設の距離・時間)の把握を重視

調査方法 アンケート調査

実施時期 令和2年9月2日(水)

web モニターへのアンケート、市職員へのアンケートについても前後の時期で

実施

調査対象 市営駐車場(香澄、大手町、東口交通センター、山形駅西口駅前広場駐車場)

及び七日町通りのコインパーキングの利用者、調査会社の Web モニターとして

登録している山形市居住者、山形市職員

調査項目 個人属性、平日の利用実態(平日の都心駐車場の利用有無、利用目的、利用区

分、利用頻度、利用理由、目的施設名称、目的施設位置、駐車場から目的施設までの徒歩時間)、休日の利用実態(休日の都心駐車場の利用有無・頻度、利用目

的、駐車場から目的施設までの徒歩時間)

3章 山形市中心市街地における駐車場の現状と課題

(1) 中心市街地における駐車場の需給状況

(1) 中心市街地における駐車場の供給量は約2万5千台

モータリゼーションの進展に伴い、中心市街地では数多くの駐車場が作られてきており、令和 元年度時点では約2万5千台分の駐車場が整備されています。内訳をみると、最も多くの割合を 占めるものは専用駐車場で、集合住宅の入居者用駐車場、事務所の従業員用駐車場などが含まれ ます。次いで時間貸し・定期駐車場が多くを占め、コインパーキングなど料金の徴収によって利 用できるものや、商業施設などに付属して利用料が発生する駐車場が含まれます。月極駐車場に ついては約2割を占めており、従業員用駐車場を持たない施設への通勤者の駐車需要を支えてい ます。

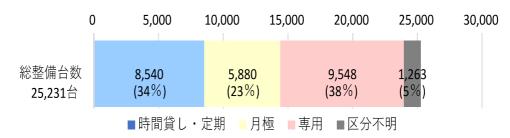


図 3-1 山形市中心部における駐車場整備台数

駐車場供給実態調査(令和元年度)を元に作成

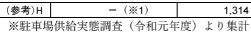
② 駐車場整備地区設定時に検討された中心市街地の必要量は概ね充足

平成3年には中心市街地に駐車場の整備促進を目的として駐車場整備地区が設定されました。 当時はモータリゼーションの急激な進展に伴い、駐車場の待ち行列や路上駐停車による道路の混 雑・渋滞が顕著となっていました。駐車場整備地区の設定時に行われた需要予測では、開発が未 確定であった H ブロック(山形駅西地区)を除くと 6,380 台分の時間貸し・定期駐車場が必要と されました。

駐車場整備地区の設定から約 30 年を経た現在、当時必要とされた整備台数 6,380 台に対し、 現在整備されている時間貸し・定期駐車場が7.226台となっており、すべてのブロックで充足し ている状況です。なお、H ブロックについては、駐車場利用実態調査(令和元年度)の結果、ピ ーク時(13時30分)の駐車占有率が62.7%となっていることから、駐車場容量が十分な水準で 整備されていると推察されます。

表 3-1 ブロック別の整備計画台数

3	表 3-1 ノロック別の登幅計画合数							
ブロック	駐車場整備地区 設定時(平成3年)の 必要整備台数	現在の整備台数 (時間貸し・定期のみ)*						
Α	220	460						
В	80	227						
С	120	224						
D	2,990	3,030						
E	260	280						
F	190	372						
G	2,520	2,633						
合計	6,380	7,226						
(金書)口	(>,4)	4 244						



⁽駐車場整備地区外の整備台数は不明) ※1 山形駅西の開発が未確定であったため未集計



図 3-2 調査ブロック

③ 駐車場の占有率は最大 66%で、路上駐車もほぼ発生していない

駐車需要を上回る駐車場が整備されたことにより、駐車場の占有率は最大で 66%で、多くのスペースが余剰となっています。

また、路上駐車はほとんど発生していないことからも駐車場容量が十分な水準で整備されていることが窺えます。



図 3-3 時間貸し駐車場の占有率の時間変化

資料) 駐車場利用実態調査(令和元年度)及び市営駐車場利用データより作成

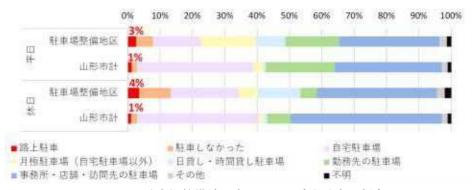


図 3-4 駐車場整備地区内における路上駐車の割合

資料)山形広域都市圏パーソントリップ調査(平成29年度)より集計

④ 将来的にも駐車需要の大きな増加は見込まれない

山形市は他の多くの地方都市と同様に人口減少下にあり、国勢調査によると 2005 年(平成 17 年)をピークに人口が減少し、今後も減少傾向が継続すると見込まれています。対して、山形市 の自動車登録台数は、人口減少下においても増加を続け、令和2年をピークに横ばいとなってお りますが、今後は緩やかに減少していくことが見込まれます。

また、将来の駐車需要について、平成29年度に実施したパーソントリップ調査や将来人口推計 値を基に推計すると、現在の平日ピーク時 1.3 万台から、2040 年には 1.0 万台まで減少すると見 通されます。

これらのことから、すでに駐車需要に対する駐車台数が確保されている中心市街地において、 将来的に駐車場が不足することはないと考えられます。

年次	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2030年 (R12)	2040 年 (R22)
人口 ※1 (人)	256,012	254,244	253,832	247,590		240,361	222,938
自動車 登録台数 ※2(台)	183,955	182,502	190,890	194,349	194,189	2022 年 (F緩やかに減見込み	

まっつ 小形士の人口及び白動市祭組み粉の世校

^{※2} 自動車登録台数は東北運輸局山形運輸支局の山形県市町村別自動車保有台数(軽二輪は除く)より



図 3-5 山形都心部における駐車需要の将来見通し

(5) 附置義務駐車場は必要台数を大幅に超えて整備されている

附置義務駐車場は条例で定められた必要台数よりも多くの台数が整備されています。

特に商業施設では必要台数の約8倍の台数が整備されており、大規模小売店舗立地法指針によ り大規模な駐車場が必要とされることが影響していると考えられます。

また、商業施設は駐車場の容量、料金や停めやすさなどが集客力を高めると考えていると見ら れ、基準台数を大幅に超えた駐車場整備が行われていると考えられます。

^{※1} 人口は令和 2 年までは国勢調査、令和 1 2 年以降は国立社会保障人口問題研究所による将来人口推計値(平成 27 年 国勢調査を基に推計) より

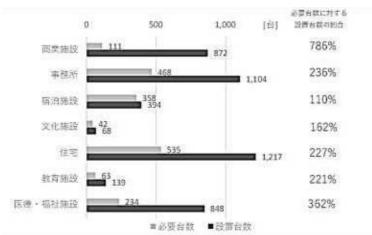


図 3-6 附置義務駐車場の必要台数および整備台数

駐車場供給実態調査(令和元年度)、附置義務駐車場一覧を元に作成 ※駐車場供給実態調査にて、所在地が確認できるもののみを集計 ※施設の敷地外に整備している台数(敷地外特例分)は含まない

(6) 公共交通ネットワークの整備が順次進められている

誰もが快適に移動できる環境を構築するため、地域にとって望ましい公共交通ネットワークビジョン及び地域の移動手段を確保・充実することを目的とした「山形市地域公共交通計画」が令和3年3月に策定されました。この計画に基づき、車に過度に頼らずとも日常生活を送ることができる、まちづくりと連携した利便性の高い公共交通ネットワークの整備が順次進められています。

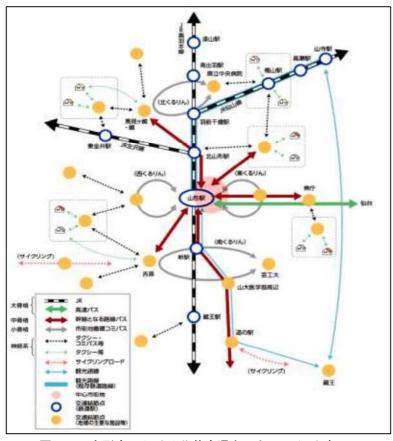


図 3-7 山形市における公共交通ネットワークビジョン 資料)山形市地域公共交通計画(令和2年度)より

需給状況に関する現状のまとめと課題

- 店舗閉店後の跡地利用として駐車場が整備されたことなどにより、駐車場整備地区設定時 に必要とされた駐車場の整備量は達成されましたが、中心市街地への来訪者の減少により、 現在の駐車場の利用率は最大で66%と供給過剰な状況にあります。
- 人口減少や公共交通の整備に伴い、中心部での駐車需要は減少していくと考えられます。
- 附置義務制度によっても、義務化されている整備量以上の整備がされてきています。

青空駐車場の増加等により、駐車需要に対して供給過剰となっている 駐車場の供給量を、今後の需要を見据えながら適正化していくことが課題

(2) 都市計画駐車場(市営駐車場)の需給状況

① 都市計画駐車場は自動車需要の増加期に都市計画に定められた

中心市街地では、公営7か所(うち市営5か所)及び民営1か所の合計8か所の駐車場が都市計画に定められています。これらの都市計画駐車場は昭和47年に香澄駐車場が都市計画に定められて以降、平成9年の山形駅西口駐車場までに8か所が段階的に決定・整備され、増加するまちなかの駐車需要に対応してきました。



図 3-7 都市計画駐車場の位置図 (再掲)

表 3-2 都市計画駐車場の一覧(再掲)

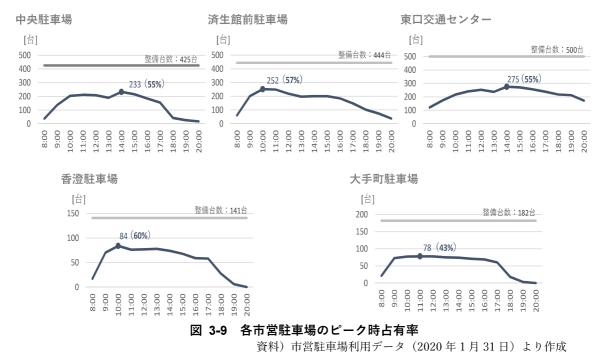
	- X 0 2		35 (1114)/		
駐車場名	所在地	都市	設置者	共用	
江半勿 石		決定年月日	最終変更年月日	议但 有	台数
香澄	香澄町二丁目	S47.4.6	S58.6.17	山形市	141
くみあい	山形市幸町	S47.10.30	-	JA 山形市	171
中央	旅篭町二丁目	S58.6.17	-	山形市	425
大手町	大手町	S60.6.11	-	山形市	182
山形県営	旅篭町三丁目	H1.9.8	H1.12.13	山形県	300
済生館前	七日町一丁目	H3.12.25	-	山形市	444
山形駅東口	香澄町一丁目	H5.1.6	-	山形市	500
山形駅西口	城南町一丁目	H9.7.25	-	山形県	345

② 市営駐車場の占有率は民間駐車場より低い

一般の時間貸し駐車場は日中6割以上が利用されている状態ですが、都市計画に定められてい る市営駐車場は最大で5割の利用に留まっています。



図 3-8 時間貸し駐車場の需給バランスの時間変化(時間貸し駐車場は再掲) 資料) 駐車場利用実態調査(令和元年度)及び市営駐車場利用データより作成



③ 都市計画駐車場の周辺にも民間駐車場で多くの供給量が存在

都市計画駐車場の周辺には民間時間貸し駐車場が多数立地しています。

特に香澄駐車場の周辺では、同駐車場の供給量の約6倍に相当する804台分の駐車場が整備さ れているなど、民間駐車場が主として地域の駐車需要に対応している状況にあると考えられます。

表 3-3 市営駐車場周辺の時間貸し駐車場の整備個所数及び供給台数

駐車場名	整備台数 (再掲)	周辺の民間駐車場		
		個所数	台数	
香澄	141	5	804	
くみあい	171	5	127	
中央	425	15	965	
大手町	182	2	42	
山形県営	300	20	682	
済生館前	444	17	886	
山形駅東口	500	19	571	
山形駅西口	345	14	1,053	

※各駐車場から半径 200m の範囲の駐車場を対象として集計 ※駐車場供給実態調査(令和元年度)を基に集計

(4) 一部の都市計画駐車場は通勤目的の定期利用が多い

香澄駐車場や大手町駐車場の利用目的は、他の市営駐車場や地区全体と較べて通勤の割合が高 くなっています。

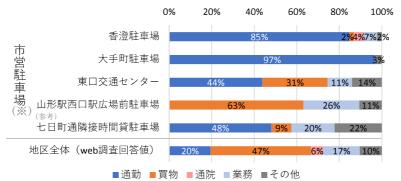


図 3-10 駐車場利用者の来訪目的(平日)

資料) 駐車場利用者の利用意向調査(現地調査分)より作成 ※中央駐車場及び済生館前駐車場は調査対象外

また、香澄駐車場や大手町駐車場は定期利用の割合が高く、平均駐車時間も長くなっており、 このことからも両駐車場では通勤利用の割合が高いことが窺えます。



資料) 令和3年度利用状況報告書(道路維持課)より作成

資料) 各駐車場の利用実態データより集計

6.6

7.4

(5) 山形県と JA が設置している都市計画駐車場の利用目的

都市計画駐車場は市営5か所のほかに、山形県とJAが設置している駐車場が3か所あります。 各駐車場の主な利用目的を確認したところ、山形駅西口駐車場は霞城セントラル内の施設(事 業所、映画館、提携ホテルなど)への来訪、山形県営駐車場は周辺地域への通勤(定期利用)と なっています。また、くみあい駐車場については、平日は周辺地域への通勤(定期利用)、休日 は周辺の提携ホテル宿泊や施設来訪が主となっています。

駐車場名	設置者	駐車台数(台)			定期利用	備考
料		普通利用	定期利用	合計	の割合)用 <i>气</i>
山形駅西口	山形県	143,144 (※ 1)	47,604	190,748	25.0%	令和3年度実績 ※1 霞城セントラル内の施設 利用は約106,500 台(事業所約 53,000 台、映画館約48,000 台、提携ホテル約5,500台)
山形県営	山形県	28,493 (※ 2)	32,541	61,034	53.3%	令和 3 年度実績 ※ 2 遊学館利用 7,335 台を含む。
くみあい	JA 山形市			26,348		令和3年12月~令和4年11 月実績(ただし令和4年9月 ~11月の定期利用は除く) 供用台数171台のうち、定期 利用は72台程度

資料) 各駐車場管理者への聞き取りにより作成

⑥ 都市計画駐車場は、個別施設の附置義務としての位置づけも有する

8か所の都市計画駐車場のうち、3か所は公共施設等の附置義務駐車場としての位置づけも有 しています。これらの駐車場では附置義務制度により求められる台数を大幅に超える台数が整備 されています。

衣 3-5	門直我防配半物の凹直 ノリ も有	9 のまりに 国紀中物		
駐車場名	共用台数 (括弧)は附置義務基準台数	駐車場が付属する施設		
中央	425 (77)	山形市役所		
済生館前	444 (100)	山形市立病院済生館		
山形駅西口	345 (121)	霞城セントラル		

まった 附署美教駐車場の位署がはまちまる郷本計画駐車場

(7) 他都市では市営駐車場に新たな機能を導入する事例が見られる

参考事例: 埼玉県さいたま市では市営駐車場の余剰部分の一時活用として企業・団体等がイベント等を実施する際に駐車場の一部を貸出

- 埼玉県さいたま市の市営桜木駐車場(大宮駅西口)では、企業・団体等がイベント等を実施する際に駐車場の一部スペースを一時的に貸し出しています。
- 近年では、特設会場を設置して劇団によるイベント開催や、近隣の自主防災組織の防災訓練にも活用されています。





図 3-13 市営駐車場での取り組み(さいたま市) 出典)さいたま市 HP

参考事例: 東京都清瀬市では市営駐車場の利用台数が年々減少傾向である中でカーシェアリング等を導入

● 東京都清瀬市では、市営駐車場 (清瀬駅北口)の利用が減少する中で、平成 28 年度から 24 時間営業、カーシェアリングやパークアンドライド等の各種の新しいサービスを開始し、 更なる利便性と付加価値の向上に取り組んでいます。



図 3-14 市営駐車場におけるカーシェアの導入例(清瀬市)

・ 出典)タイムズカーHP

都市計画駐車場(市営駐車場)に関する現状のまとめと課題

- 駐車需要の増加期に駐車場の量の確保を目的に整備された市営駐車場の利用率は最大で 50%であり、需要に対して整備量に大きな余裕がある状況です。
- 都市計画駐車場の本来の目的である一般公共の用に供されるものではなく、付属施設の従 業員や来訪者、周辺地域への通勤者に利用されている駐車場がある状況です。
- 人口減少に伴い中心部への駐車需要の減少が予想される中で、供給量の確保を目的に計画・ 整備された市営駐車場は求められる役割が変化しつつある状況です。

求められる役割が変化しつつある都市計画駐車場(市営駐車場)を まちの資源として柔軟に活用できるようにすることが課題

(3) まちづくりと駐車場との関係

① 中心市街地では青空駐車場が多く存在

中心市街地においては駐車場が数多く立地していますが、その多くがコインパーキングや屋外 平面駐車場などの青空駐車場となっています。

中心市街地のにぎわいの中心となる七日町大通りの北側や山形駅周辺(すずらん通り含む)で は、通りに面した青空駐車場は少ない状況にありますが、将来的な建物の老朽化や店舗の閉鎖等 により増加する可能性があります。

一方で、七日町大通りの南側では通りに面した青空駐車場が多数立地しており、歩行者動線の 阻害やまちなみの分断が懸念されます。

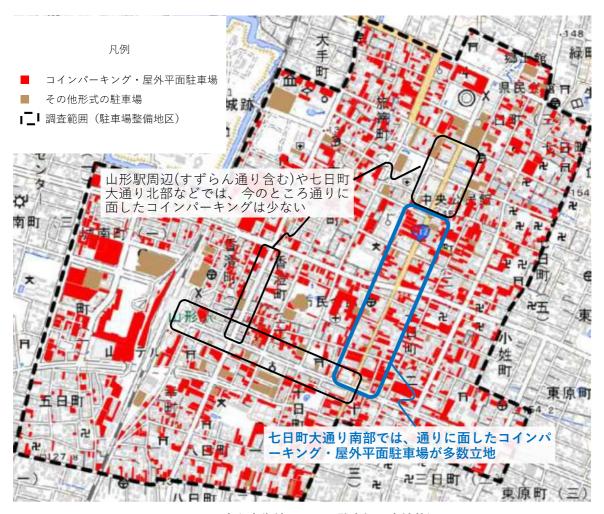


図 3-15 中心市街地における駐車場の立地状況

資料)駐車場供給実態調査(令和元年度)より作成

(2) 青空駐車場は市街地の 25%の面積を占めるが、面積当たり供給力は低い

中心市街地において青空駐車場は中心市街地の土地の25%の面積を占めています。青空駐車場は多くの都市空間を使用していながら、面積当たりの供給台数はその他の駐車場の半分以下となっており、非効率的な空間利用が広がっている状況です。

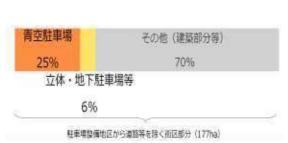


図 3-16 青空駐車場による空間占有の状況 資料)駐車場供給実態調査(令和元年度)を元に作成 ※青空駐車場:コインバーキング及び屋外平面駐車場を対象に集計 ※全ての運用形態(時間貸し、定期、月極、専用)を含む

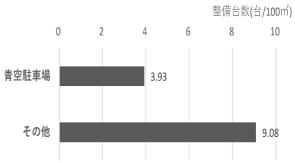


図 3-17 敷地面積当たりの供給量

資料)駐車場供給実態調査(令和元年度)を元に作成 ※青空駐車場:コインパーキング及び屋外平面駐車場を対象に集計 ※全ての運用形態(時間貸し、定期、月極、専用)を含む ※敷地面積は GIS 上での計測による

③ すずらん通りや七日町大通り北側では、駐車場出入口と歩行動線の交錯が少ない

中心市街地の主要な路線での歩道と交錯する駐車場出入口個所数は、七日町大通り(南)で多いことがわかります。この区間は前頁で示したように青空駐車場が多く立地しており、歩行者の安全確保やにぎわい形成のためには青空駐車場のような低未利用地の活用が課題となります。

一方で、七日町大通り(北)、すずらん通り、駅前大通りについては通りに面した駐車場出入口は少なく、青空駐車場のような低未利用地の発生を今後も抑制し、まちのにぎわいを維持・向上させることが課題となります。

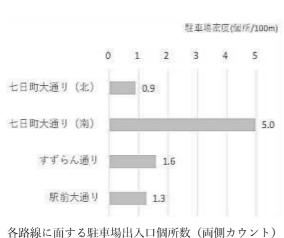


図 3-18 路線別の駐車場出入口密度

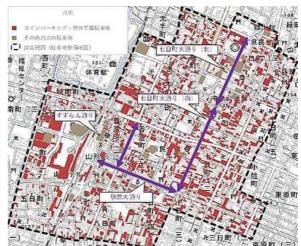


図 3-19 分析対象の路線

資料) 駐車場供給実態調査(令和元年度)より作成

(4) 私事の歩行回遊は山形駅周辺と七日町周辺に集中

徒歩による私事目的での移動は山形駅周辺、七日町周辺それぞれに集積しており、グランドデ ザインにより快適な歩行回遊環境の形成が課題となる地区では、実際に歩行回遊が多くなってい ます。

なお、山形駅周辺と七日町周辺の相互の回遊はあまり見られないため、エリア間を回遊できる 連続的な歩行環境の形成についても課題となります。

一方で、自動車利用による私事目的での移動は山形駅周辺と七日町周辺相互の移動など、比較 的距離の長いものが多くなっています。

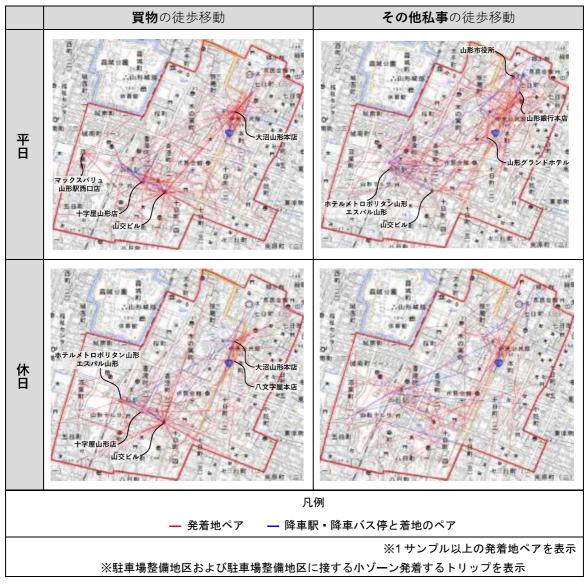
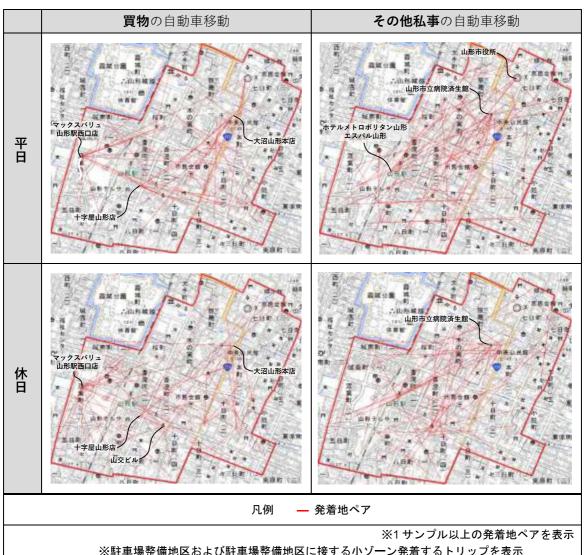


図 3-20 駐車場整備地区に発着地を持つトリップの発着地ペア (徒歩)

資料) 山形広域都市圏パーソントリップ調査(平成29年度)より集計



※駐車場整備地区および駐車場整備地区に接する小ゾーン発着するトリップを表示

図 3-21 駐車場整備地区に発着地を持つトリップの発着地ペア(自動車)

資料)山形広域都市圏パーソントリップ調査(平成 29 年度)より集計

まちづくりと駐車場との関係における現状のまとめと課題

- 面積当たりの供給台数が少ない青空駐車場が数多く立地しており、中心市街地における低 未利用な空間利用の改善が望まれます。
- 中心市街地では数多くの青空駐車場が立地する中で、七日町大通りの北側やすずらん通り などでは駐車場が少なく、安全な歩行動線が確保されています。その他の路線では駐車場 出入口による歩行動線の阻害が懸念されます。
- 中心市街地内の移動は、自動車利用では山形駅から七日町など中心市街地を広く移動する 傾向にありますが、徒歩の場合は七日町大通りやすずらん通りそれぞれの範囲内で行われ ており、両地域における質の高い歩行回遊環境の整備が重要となります。

歩きやすい空間づくりのための出入口規制や駐車場の多目的利用、 低未利用地の活用など、駐車場政策を通してまちの高質化を後押しすることが課題

(4) 中心市街地の駐車場政策に関する課題のまとめ

「需給状況」「都市計画駐車場(市営駐車場)」「まちづくりと駐車場の関係」の3つの視点の分 析より、山形市中心市街地における駐車場政策に関する課題を次のようにまとめます。

現状を踏まえた課題(再掲)

【需給状況に関する課題】

● 青空駐車場の増加等により、駐車需要に対して供給過剰となっている駐車場の 供給量を、今後の需要を見据えながら適正化していくことが課題

【都市計画駐車場(市営駐車場)に関する課題】

● 求められる役割が変化しつつある都市計画駐車場(市営駐車場)をまちの資源 として柔軟に活用できるようにすることが課題

【まちづくりと駐車場との関係に関する課題】

● 歩きやすい空間づくりのための出入口規制や駐車場の多目的利用、低未利用地 の活用など、駐車場政策を通してまちの高質化を後押しすることが課題

課題のまとめ

駐車場政策の役割を、これまでの収容台数の確保から、

整備台数の適正化や良好な歩行回遊環境の形成、低未利用地の削減への貢献など、 都市空間の高質化を後押しするための政策として転換していくことが課題

4章 今後の駐車場政策の基本方針

(1) 今後の中心市街地における駐車場政策の基本方針

3章でまとめた課題を踏まえ、今後の駐車場政策の基本方針を以下のように定めます。

(課題のまとめ:再掲)

駐車場政策の役割を、これまでの収容台数の確保から、 整備台数の適正化や良好な歩行回遊環境の形成、低未利用地の削減への貢献など、 都市空間の高質化を後押しするための政策として転換していくことが課題



今後の駐車場政策の基本方針

駐車場政策を供給量の確保からまちの高質化を後押しするための政策として転換するため、以下の3つの基本方針を定めます。

- ① 新たな駐車場の発生を抑制し、供給量の適正化を図ります。
- ② 歩行者の安全性に配慮した駐車場の配置の適正化を図ります。
- ③ まちのにぎわいを後押しするため、駐車場の多目的な利用を促進します。

5章 駐車場政策の具体的な取り組み

4章で示した今後の駐車場政策の基本方針に基づき、次のように取り組むこととします。

(1) 駐車場の供給量の適正化

駐車場整備地区において駐車需要に対する駐車台数が既に確保され、新規の駐車場整備を促進 する仕組みとしての役割を終えたと考えられることに加え、まちづくりと連携した利便性の高い 公共交通ネットワークの整備が順次進められていることから駐車場整備地区を廃止します。都市 計画駐車場となっている8施設についても、同様の考え方から都市計画を廃止します。都市計画 を廃止しても、駐車場としては存続することとなりますが、これらの駐車場の今後の在り方につ いては、各駐車場の設置者において利用実態や需給バランス、公共交通へのシフトの状況を踏ま えながら個別に検討することとします。

また、附置義務条例の対象となる施設において、義務的に整備が必要な駐車台数を超える規模 で駐車場が整備されている実態を踏まえ、これまで一定規模以上の建築物に必要とされた駐車場 の附置に関する条例を廃止します。

さらに、駐車場が適正な供給量となっているか確認するために、必要に応じて需給バランスの モニタリングを行うこととし、モニタリングの結果、需給バランスが適正でない場合は、その是 正に向けた具体的な施策について検討します。

表 5-1 都市計画決定されている駐車場の一覧(再掲)

駐車場名	所在地	וויום	設置者	共用		
社里 物石	川土地	決定年月日	最終変更年月日	双 但有	台数	
香澄	香澄町二丁目	S47.4.6	S58.6.17	山形市	141	
くみあい	山形市幸町	S47.10.30	-	JA 山形市	171	
中央	旅篭町二丁目	S58.6.17	-	山形市	425	
大手町	大手町	S60.6.11	-	山形市	182	
山形県営	旅篭町三丁目	H1.9.8	H1.12.13	山形県	300	
済生館前	七日町一丁目	H3.12.25	-	山形市	444	
山形駅東口	香澄町一丁目	H5.1.6	-	山形市	500	
山形駅西口	城南町一丁目	H9.7.25	-	山形県	345	

(2) 駐車場の配置の適正化

快適な歩行空間の確保やまちなみの連続性を形成するため、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりを推進している七日町大通りの一部やすずらん通りを中心に、駐車場配置適正化区域を設定するとともに、路外駐車場配置等基準を定めます。なお、駐車場配置適正化区域及び路外駐車場配置等基準については、山形市立地適正化計画に追記する事項です。

① 駐車場配置適正化区域の設定

3章に記載した課題への対応を地区特性に合わせて進めるため、中心市街地内のエリア毎に沿道のまちづくり特性と駐車場との関係を整理したうえで、駐車場配置適正化区域を設定します。

■エリアの分類の考え方

駐車場政策を展開する上でのエリア分けは道路の通り単位で捉え、地区内の主要な通りに関して次の2種類に着目します。1つは快適な歩行回遊環境の形成により中心市街地のにぎわいの中心となる通り(下図5-1の緑、青のエリア)、もう1つは自動車交通の処理を担うことで前者の路線への自動車の流入を抑制するとともに、自動車による中心市街地へのアクセスを支えることでにぎわいづくりに貢献する通り(下図5-1の黄色のエリア)です。

なお、以下の整理では主に乗用車の駐車場に主眼を置いて方向性を整理していますが、快適な 歩行環境形成のためには荷捌き用の駐車スペースや自転車のための駐輪場についても検討が必要 です。例えば、七日町大通りでは路上で荷捌き作業を行う貨物車や、歩道上の放置駐輪などが少 なからず見受けられます。具体的な対策に向けて、現況の調査を行い問題点等を明確にしていく ことが課題となっています。



○ (: 都心リング・駅環状道路周辺で200台以上の時間貸し駐車場 □ 実線:にぎわいの中心となるエリアにアクセスしやすいもの □ 破線:上記以外のもの

図 5-1 駐車場政策から見た街づくりの方針

■エリア(通り)ごとの方向性

すずらん通り

七日町大通り(北) 本市の中心的なにぎわいエリアですが、今後施設更新が複数個所で生じて くることが予想される中で、安全で快適な歩行回遊環境の形成を図るた め、駐車場出入口と歩行動線の交錯が少ない現況の維持を図ります。

駅前大涌り

山形駅の正面に位置し本市の顔となるにぎわいを維持していくエリアと して、引き続き歩行者と駐車場利用車両の交錯が少ない環境の維持を図り ます。

七日町大通り(南)

青空駐車場が多く立地し、それらの出入口と歩行動線の交錯が多いエリア です。さらなる青空駐車場の発生を抑制していくとともに、既存の青空駐 車場については、イベント開催やキッチンカー誘致など地域のにぎわい形 成への活用を見据えた駐車場運営の普及を図ります。それらの取り組みに より、今後七日町大通り(北)のにぎわいが本エリアまで広がり、駅前大 通りと合わせて連続的な歩行環境が形成されることを目指します。

山形駅西口 ~霞城公園

山形駅西口から霞城公園南門への動線は、中心市街地グランドデザインに おいて「歴史・文化推進ゾーン」に位置づけられており、観光客を含めた 歩行者にとって安全で快適な歩行回遊環境の形成を図ります。

都心リング、 駅環状道路

七日町大通りやすずらん通りなどで快適な歩行回遊環境の形成を図ると 同時に、自動車利用の卓越する本市においては中心市街地へ来訪する自動 車の利便性を確保することも中心市街地のにぎわいづくりには重要な視 点です。

中心市街地において自動車交通を支える重要な路線として都心リングと 駅環状道路があり、七日町大通りやすずらん通りなどへの自動車交通の流 入を迂回させる役割を担っていますが、それと同時に自動車での中心市街 地来訪を支える路線として捉え、沿線の駐車場が七日町大通りやすずらん 通りなどのフリンジ駐車場として機能することを目指します。

参考事例: 中心市街地では複合的な機能を持つフリンジ駐車場がすでに整備されています。

都心リング上に七日町商店街振興組 合により立体駐車場 (N-GATE) が整備 されており、七日町大通りへの来訪者に 対してフリンジとして機能しています。

また、1階に子育て支援施設を併設し ており、中心市街地来訪者の利便増進に 貢献しています。



参考:フリンジ駐車場とにぎわい形成を目指すエリアの適切な距離設定に関する考察

○駐車場に車を停めた後、7割の人が3分以上目的地まで歩く(休日私事の場合)

駐車場に車を停めた後、目的地までの徒歩時間は平日の通勤目的で71%の人が4分以上、休日の私事目的で71%の人が3分以上歩くと回答しています。



図 5-2 駐車場からの歩行時間の分布

資料)駐車場利用者の利用意向調査(web 分)より作成 (山形市に居住し、過去1年間に中心市街地の駐車場を利用したことがある人を対象に行ったアンケート調査)

○徒歩3分の距離は概ね七日町大通りから旅籠町八日町線・諏訪町七日町線の距離

徒歩 3 分は分速 80m で歩くと仮定すると 240m の距離にあたります。七日町大通りから 240m は、おおむね旅籠町八日町線や諏訪町七日町線の位置にあたります。

→ 七日町大通りへの来訪者に向けた駐車場として、旅籠町八日町線や諏訪町七日町線に立地 する駐車場をフリンジ駐車場として活用することが考えられます。



図 5-3 七日町大通りと並行路線の間隔

■駐車場配置適正化区域

それぞれの属性を踏まえて分類されたエリアごとの方向性を勘案し、都心リング及び駅環状道 路の内側の区域を駐車場配置適正化区域とします。

また、七日町大通りやすずらん通りなどを「主要な幹線道路」に定め、大通りに面した部分へ の出入口を原則設置しないなどの項目を盛り込んだ路外駐車場配置等基準を設定することで、安 全で快適な歩行回遊環境の形成を図ります。

なお、駐車場配置適正化区域及び路外駐車場配置等基準については、状況変化を踏まえ、必要 に応じて見直します。

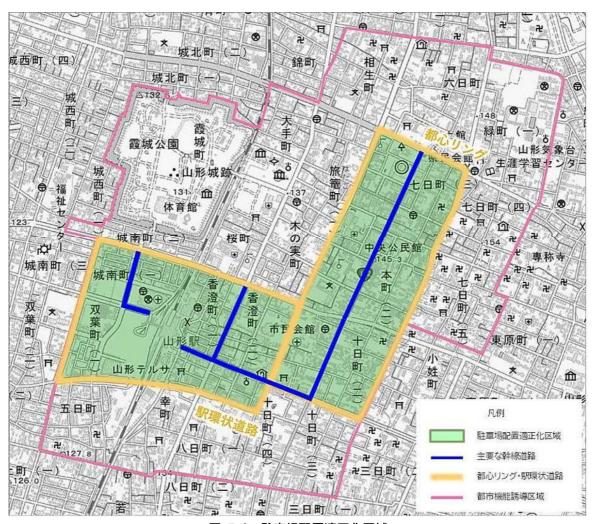


図 5-4 駐車場配置適正化区域

② 路外駐車場配置等基準の設定

まちなみの分断を招く駐車場の新規発生を抑制するとともに、歩行者の安全性を確保するため に、以下のとおり路外駐車場配置等基準を設定します。

また、駐車場を整備する場合に届出が必要となる規模については、区域内のどのような駐車場 であっても歩行者の安全性に配慮した構造とすることが望ましいこと、一方で駐車場としての利 用がやむを得ない小規模なものを対象にすることは駐車場設置者等に対して過度な負担となるこ とを比較考慮し、50㎡以上とします。なお、届出が必要となる規模については、都市再生特別措 置法第 106 条の規定に基づき「(仮) 山形市都市再生特別措置法に基づく特定路外駐車場の規模を 定める条例」を新たに制定のうえ定めることとします。

これにより、これまで届出を要さなかった小規模の駐車場についても新たに届出が必要となり、 構造等に関する基準などを設定することで、新たな駐車場の立地抑制を図ります。

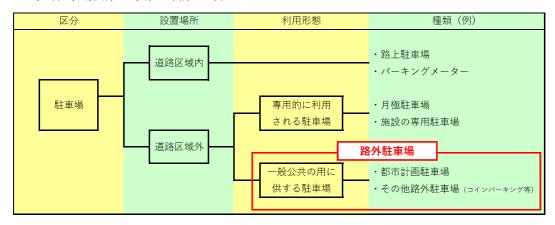
表 5-2 路外駐車場配置等基準の概要

届出対象 となる行為	駐車場配置適正化区域や主要な幹線道路(※1)に面した部分において、 ①路外駐車場(※2)を新たに設置する場合 ②既存の路外駐車場の規模または自動車の出入口を変更する場合
届出対象 となる規模	駐車の用に供する部分(駐車マス)の面積が 50 ㎡以上の路外駐車場 ※無料駐車場を含む(月極駐車場や住宅・マンションなどの専用駐車場は除く)
構造等に関する基準	【駐車場配置適正化区域全体】 次の事項を可能な限り満たすこととする。 ①フラップレス化(※3) ②にぎわいの創出に資する管理規程の作成 ③通りに面した部分への多目的スペースの設置や植栽等による緑化(※4) 【主要な幹線道路に面する路外駐車場】 主要な幹線道路に面した部分に出入口を設置することを原則禁止とする。 ただし、主要な幹線道路のみに面しているため、出入口を設置せざるを得ない場合は、次の事項を遵守することを原則とする。 ①ハーモニカ構造(※5)の禁止 ②後退して入出庫する必要がある出入口の設置禁止 ③駐車場法施行令第7条第1項に掲げる道路等(※6)への出入口の設置禁止 ④出入口への警報装置(バトランプ)の設置 ⑤フラップレス化 ⑥にぎわいの創出に資する管理規程の作成 ⑦通りに面した部分への多目的スペースの設置や植栽等による緑化

- ※1 主要な幹線道路については、以下のとおりとする。
 - ①都市計画道路(以下「(都)」という。) 旧県庁半郷線のうち、(都) 山形停車場松波線から (都) 双月志戸田線の区間
 - ② (都) 美畑天童線のうち、(都) 山形停車場松波線から(都) 東原村木沢線の区間
 - ③ (都) 山形停車場松波線のうち、(都) 旧県庁半郷線から西側の区間
 - ④ (都) 山形停車場西口線のうち、(都) 霞城公園南口線から東側の区間
 - ⑤ (都) 霞城公園南口線のうち、(都) 山形停車場西口線から(都) 東原村木沢線の区間

※2 路外駐車場の定義

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものを いう。(駐車場法第2条第1項第2号)



- ※3 駐車マスごとに設置されるフラップ板 (ロック板) の代わりに、駐車マスの後方にナンバープ レートを読み取るカメラを設置して入出庫を管理するもの。
- ※4 テーブルやベンチ等を置くことで、歩行者や駐車場利用者などが休憩など多目的に利用できる スペースを設けること。通りに面したフェンス等へフラワーハンギングや植栽をすること。
- ※5 駐車区画と前面道路との間に車路がなく、駐車区画から前面道路へ直接出入りできる構造
- ※6 駐車場法施行令第7条第1項に掲げる道路等の主なものは以下のとおり。
 - · 交差点、横断歩道、自転車横断帯
 - ・交差点の側端または道路の曲がり角から5m以内の部分
 - ・横断歩道または自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分
 - ・路線バス等の停留所の位置から 10m以内の部分

(3) 駐車場の多目的利用の促進

低未利用なまちなかの駐車場をストックと捉え、まちの賑わいに寄与する施設として有効活用を図ります。駐車場配置適正化区域に立地する駐車場は空間的な価値が高いことから、多目的スペースの設置や緑化の推進、にぎわいの創出に資する管理規定の作成などを路外駐車場配置等基準の努力義務に定め、<u>多目的な利用を促進することで、まちなかに新たな賑わいを創出</u>します。また、このような取り組みを促進する仕組みとして、努力義務を満たした駐車場整備に対するインセンティブなどについて検討を行います。

市営駐車場については、都市計画の廃止にあわせ、<u>カーシェアリングなど新たなライフスタイルに基づく様々なニーズを見据えて、多目的利用・多用途化の検討</u>を行うとともに、山形市地域公共交通計画と連携し、交通結節点としての機能の充実に向けた検討を行います。

さらに、快適な歩行空間の阻害を抑制するため、荷捌き駐車場の整備促進や共同配送導入の促進、既存駐車場を活用した荷捌き対策や自転車の駐輪対策などについて検討を行います。

参考事例: 国においてもまちなかに駐車場が散在することの影響として、歩行者動線の分断と事故 リスクや、まちなみ(景観)の分断と市街地の空洞化が指摘されています。

<駐車場の散在による影響のイメージ>

○ 中心部に配置された駐車場の存在が自動車をまちなかに引き込み、駐車場出入口付近では歩道が分断され、自動車と歩行者との交錯による事故発生のリスクが増大。





出典:まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン (基本版)、平成30年7月、国土交通省都市局

参考事例: 他都市では中心市街地に発生したコインパーキングにキッチンカー設置を誘致し、まちなみやにぎわいの連続性を確保する取組が行われています。

○ 岡山市では、西川緑道公園周辺地域で駐車場を新たに人が集まる場所にすることを目的に、キッチンカーを駐車場の一部に出店し、公園 (Park) のような魅力的な空間として利用を図る取り組みを実施。



出典:岡山市



出典:山陽新聞社提供記事より(2022年1月12日付) (著作物使用許可を受けて掲載)

6章 計画のスケジュール

5章で示した具体的な取り組みのスケジュールについては、以下のとおりとします。

	短期	中期	長期
	令和5~6年	令和7~12年	令和13~17年
駐車場整備地区の廃止	魔止		
都市計画駐車場の廃止	廃止		
駐車場配置適正化区域 の設定	設定		
路外駐車場配置等基準 の設定	設定		
山形市建築物における 駐車施設の附置等に関 する条例の廃止	廃止		
(仮)山形市都市再生 特別措置法に基づく特 定路外駐車場の規模を 定める条例の制定	制定		
新たな駐車場届出制度 の運用開始	開始		
市営駐車場の多目的利 用・多用途化及び交通 結節点としての機能の 充実に向けた検討			
荷捌き対策や自転車の 駐輪対策の検討			
需給バランスのモニタ リング		(必要に応し	て随時)

7章 計画の推進と進行管理

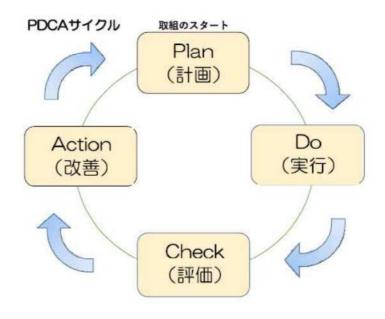
(1) 計画の推進体制

本計画では、山形市及び関係団体等が情報交換を行い、協力・連携していくとともに、必要に 応じて山形市都市計画審議会などの外部の意見を取り入れながら計画の実現に向けた取り組みを 推進していきます。

(2) 計画の進行管理

本計画の進捗状況については、計画全体及び5章で示した取り組みをPDCAサイクルにより 随時見直しと改善を図っていきます。

なお、計画策定時に想定されなかった新たな課題や社会経済情勢の大きな変化が生じた場合などには、計画期間内であっても見直しを行います。



山形市まちなか駐車場適正化計画

令和5年(2023年)○月



山形市 まちづくり政策部 まちづくり政策課

〒990-8540 山形市旅篭町二丁目 3 番 25 号

TEL:023-641-1212(代表)

駐車場整備地区の廃止について

1 根拠法令 都市計画法第8条第1項第8号 駐車場法第3条第1項

2 駐車場整備地区とは

駐車場整備地区については、自動車交通が著しくふくそうする地区又は当該地区の周辺の地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要がある地区を対象に、計画的な駐車場整備の促進を図る地区として都市計画に定めることができる。

山形市においては、中心市街地及びその周辺地区の約229haを指定している。

3 指定の経緯

当初計画決定 平成 3年12月25日 A=約229ha

4 具体的理由

モータリゼーションの進展により深刻化する路上駐車場問題の解消を図るため、計画的な駐車場整備 の促進を図る地区として、平成3年に駐車場整備地区を都市計画に定めた。

しかし、近年、中心市街地では2軒の百貨店の閉店をはじめ、小規模な店舗の閉店も数多く発生し、 その土地・建物の有効活用が図られず、跡地がコインパーキングに姿を変え、まちなみの分断を招いて いる。

自動車利用が多い山形市においては、まちのにぎわいのために一定の駐車需要へ対応することは必要だが、駐車場はまちの景観や歩行者の安全確保を阻害する要因となることから、需要に応じた適正な規模での立地が求められる。

このような背景を踏まえ、中心市街地の駐車場に関する実態調査を実施した結果、駐車需要に対する 駐車台数が既に確保されており、供給過剰である実態が浮き彫りとなった。また、人口及び自動車登録 台数が減少傾向であることや利便性の高い公共交通ネットワークの整備が順次進められていることなど から、今後駐車需要が大きく増加する見込みもないため、駐車場の量的な確保を進める必要がないのが 現状である。

このようなことから、駐車場整備を促進するために定めた駐車場整備地区については、その役割を終 えたと考えられることから廃止を行うものである。

都市計画駐車場の廃止について

1 根拠法令 都市計画法第11条第1項第1号 駐車場法第10条

2 都市計画駐車場とは

都市計画駐車場については、駐車場整備地区において、駐車需要に対応するため都市計画上必要な位置に適正な規模で永続的に確保され、広く一般公共の用に供すべき駐車場として都市計画に定めることができる。

山形市においては、8か所の駐車場を都市計画に定めている。

3 都市計画駐車場決定状況

	名称	位置	面積	構造	備考	
番号	駐車場名	15年		階数		
1	山形市香澄駐車場	香澄町二丁目地内	約4,900 ㎡	自走式 地上1階	141 台	
2	くみあい駐車場	幸町地内	約1,100 ㎡	自走式 地上5階	185台	
3	山形市中央駐車場	旅篭町二丁目地内	約2,000 ㎡	自走式 地上6階	311台	
4	山形市大手町駐車場	大手町地内	約5,600 ㎡	自走式 地上1階	182台	
5	山形県営駐車場	旅篭町三丁目地内	約2,800 ㎡	自走式 地上5階6層	300台	
6	山形市済生館前駐車場	七日町一丁目地内	約2,300 ㎡	自走式 地上5階6層	437台	
8	山形市山形駅東口駐車場	香澄町一丁目地内	約4,200 ㎡	自走式 地上4階5層	自動車 500 台 自転車 1, 300 台	
9	山形駅西口駐車場	城南町一丁目地内	約1,500 ㎡	自走式 地上8階 地下1階9層	自動車 350 台 自転車 2,000 台	

4 指定の経緯

1号 山形市香澄駐車場

当初計画決定 昭和47年 4月 6日 山形市香澄町二丁目地内、面積4,900 ㎡、

自走式地上1階で決定

第1回計画変更 昭和58年 6月17日 名称を山形市営香澄駐車場から山形市香澄

駐車場に変更

2号 くみあい駐車場

当初計画決定 昭和47年10月30日 山形市幸町地内、面積1,100 m²、

自走式地上5階で決定

3号 山形市中央駐車場

当初計画決定 昭和58年 6月17日 山形市旅篭町二丁目地内、面積2,000 ㎡、

自走式地上6階で決定

4号 山形市大手町駐車場

当初計画決定 昭和60年 6月11日 山形市大手町地内、面積5,600 m²、

自走式地上1階で決定

5号 山形県営駐車場

当初計画決定 平成 元年 9月 8日 山形市旅篭町三丁目地内、面積 2,800 m²、

自走式地上4階5層で決定

第1回計画変更 平成 元年12月13日 構造を地上5階6層に変更

6号 山形市済生館前駐車場

当初計画決定 平成 3年12月25日 山形市七日町一丁目地内、面積2,300 ㎡、

自走式地上5階6層で決定

8号 山形市山形駅東口駐車場

当初計画決定 平成 5年 1月 6日 山形市香澄町一丁目地内、面積 4,200 ㎡、

自走式地上4階5層で決定

9号 山形駅西口駐車場

当初計画決定 平成 9年 7月25日 山形市城南町一丁目地内、面積1,500 m²、

自走式地上8階地下1階9層で決定

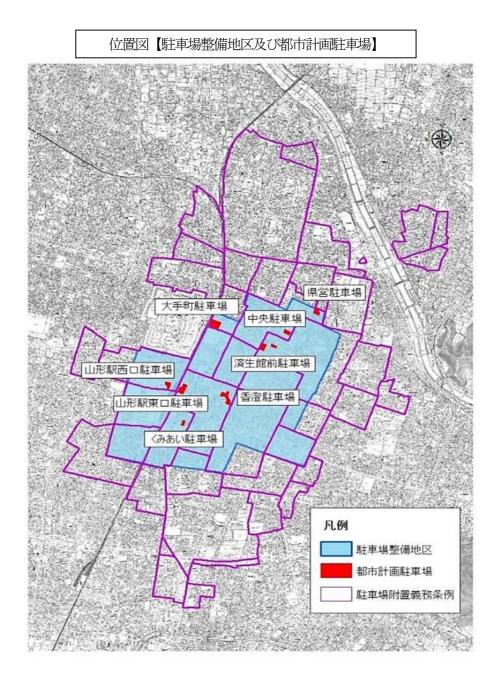
5 具体的理由

モータリゼーションの進展により深刻化する路上駐車場問題の解消を図るため、昭和47年から平成9年にかけて8箇所の駐車場を都市計画に定め、計画的な駐車場整備を進めてきた。

しかし、近年、中心市街地では2軒の百貨店の閉店をはじめ、小規模な店舗の閉店も数多く発生し、 その土地・建物の有効活用が図られず、跡地がコインパーキングに姿を変え、まちなみの分断を招いて いる。 自動車利用が多い山形市においては、まちのにぎわいのために一定の駐車需要へ対応することは必要だが、駐車場はまちの景観や歩行者の安全確保を阻害する要因となることから、需要に応じた適正な規模での立地が求められる。

このような背景を踏まえ、中心市街地の駐車場に関する実態調査を実施した結果、駐車需要に対する 駐車台数が既に確保されていることに加え、都市計画駐車場の本来の目的である一般公共の用に供され ず、付属施設の従業員や来訪者、周辺地域への通勤者など特定の用途に利用されている実態が浮き彫り となった。また、人口及び自動車登録台数が減少傾向であることや利便性の高い公共交通ネットワーク の整備が順次進められていることなどから、今後駐車需要が大きく増加する見込みもないため、駐車場 の量的な確保を進める必要がないのが現状であり、今後は様々なニーズを見据えて多目的に活用することが求められつつある。

このようなことから、都市計画駐車場については、一般公共の用に供するという本来の役割を終えたと考えられることから都市計画決定を外すことで、今後の多目的な利用を促進するものである。



山形市都市計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づく機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 この市に、山形市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。 (審議事項)
- 第3条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。
 - (1) 本市が定める都市計画に関すること。
 - (2) 都市計画について、本市が提出する意見に関すること。
 - (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第4条 審議会は、委員18人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市議会議員
 - (2) 知識経験を有する者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (専門委員)
- 第5条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時に専門委員若 干人を置くことができる。
- 2 専門委員は、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものと する。

(会長及び副会長)

- 第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつて定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。 (会議)
- 第7条 審議会は、会長が招集し会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

- 第8条 審議会の事務を処理するため、幹事及び書記若干人を置く。
- 2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会議に出席し、意見を述べることができる。(庶務)
- 第9条 審議会の庶務は、まちづくり政策部において処理する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年3月20日条例第16号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。(以下略)

附 則 (昭和50年3月20日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年6月22日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(平成3年3月26日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の山形市都市計画審議会条例第3条第2項第2号の規定により現に委嘱されている委員の任期満了に伴い、当該委員の後任委員として委嘱される者の任期は、この条例による改正後の山形市都市計画審議会条例第4条第3項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

附 則(平成7年6月28日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 改正後の第4条第1項に基づいて新たに委嘱された委員の任期については、同条第3項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

附 則(平成11年12月24日条例第50号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月16日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月21日条例第77号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

山形市都市計画審議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、山形市都市計画審議会条例(昭和44年市条例第32号。以下「条例」 という。)に定めがあるもののほか山形市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の 運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会長は条例第7条第1項に規定する審議会の会議(以下「会議」という。)の招集をするときは、当該会議が開催される2週間前までに、委員に対して開催の日時、場所及び審議事項等を明示した通知を行うものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じ、その暇がないときは、この限りでない。

(委員の参集)

- 第3条 委員は、前条に定める通知を受けたときは、当該通知に従い、会議に参集するものとする。
- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その旨を会長に届け出るものとする。

(仮議長)

第4条 委員の任期満了後、最初に行われる市長が招集する会議において会長を選任すると きは、委員の互選により仮議長を選任し、当該仮議長が、会長の選任までの議事を進行す るものとする。

(会議の公開)

- 第5条 会議は、山形市情報公開条例(平成9年市条例第39号)第29条第1項の規定に 基づき、原則として公開するものとする。
- 2 会議の公開の方法その他必要な事項は、会議の公開に関する実施要領(平成10年12月 1日施行)の定めるところによる。

(傍聴定員等)

- 第6条 会議の傍聴定員は、5人以上10人以内とする。
- 2 会議の会場には、前項の傍聴定員に対応する一般傍聴席のほか、報道機関に対応する報 道席を設けるものとする。

(傍聴手続等)

- 第7条 傍聴の受付は、会議の開始30分前から開始予定時刻までに行うものとする。この場合、審議会は、一般傍聴者及び報道機関に対し、傍聴受付簿(別記様式)に所定の事項を記載するよう要請するものとする。
- 2 審議会は、一般傍聴者の傍聴に係る傍聴要領(別紙)を定め、会場内の秩序維持を図る ものとする。
- 3 審議会は、一般傍聴者及び報道機関に対し、当該会議で用いる資料と同様の資料を配布 するよう努めるものとする。

(採 決)

第8条 会議に諮られた議案の採決は、挙手によるものとする。

(議事録)

第9条 審議会において議事録を作成し、議長及び議長の指名した2人以上の委員が署名するものとする。

(議事録等の閲覧)

- 第10条 閲覧に供するため、公開された会議の議事録及び当該会議で用いた資料を、審議会 終了後、まちづくり政策部まちづくり政策課窓口に備え付けるものとする。
- 2 前項に定める議事録等の閲覧は、当該会議を行った日の属する年度からその翌年度末までとする。

(関係者の出席)

(その他)

第 11 条 会長は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、 意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めるものとする。

第12条 この要綱に定めのない事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成11年3月19日から施行する。 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

山形市都市計画審議会幹事会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の事務を処理するための組織の 設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 この市に、山形市都市計画審議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第3条 幹事会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 審議会に提出する資料の作成その他審議会の運営等に関すること。
 - (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条の2の規定によるこの市に対する都市計画 の決定又は変更の提案に関すること。

(組織)

- 第4条 幹事会は、幹事長、幹事及び書記をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 幹事長 まちづくり政策部長
 - (2) 幹 事 まちづくり政策部都市政策調整監、企画調整部長、商工観光部長、農林部長、 都市整備部長、上下水道部長、企画調整課長、公共交通課長、産業政策課長、 ブランド戦略課長、農政課長、まちづくり政策課長、まちなみデザイン課長、 建築指導課長、公園緑地課長、道路整備課長、河川整備課長、 道路維持課長及び上下水道部経営企画課長
 - (3) 書 記 まちづくり政策部まちづくり政策課の課長補佐(係長の職を兼務する者を除く。)、 都市計画係長及び同係員

(幹事長の職務)

- 第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 2 幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長の指名した者がその職務を代理 する。

(会議)

第6条 幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事長は、その議長となる。

(関係者等の出席)

第7条 幹事会は、関係者又は学識経験者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。 (庶務) 第8条 幹事会の庶務は、まちづくり政策部まちづくり政策課において処理する。 (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営等について必要な事項は、別に定める。 附 則

この要綱は、平成9年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

山形市都市計画審議会委員名簿

第1号委員	(市議会	議員)			
		氏	名		備 考
	安	久	津	優	
	佐	藤	清	徳	
	髙	橋	昭	弘	
	渋	江	朋	博	
第2号委員	(知識紀	経験を有	آする者)		
		氏	名		備考
	\equiv	浦	秀		東北芸術工科大学
	高	澤	由	美	山 形 大 学
	姥	浦	道	生	東 北 大 学
	宮	舘	照	彦	山形市自治推進委員長連 絡 協 議 会
	亚	吹	和	之	山形県建築士会
	柿	崎	喜世	比 樹	山形県弁護士会
	岩	田	雅	史	山形商工会議所
	斎	藤		美	山形農業協同組合
	遠	藤	紀	江	山形市農業委員会
	板	垣	信	廣	山形県宅地建物取引業協会山形
	鈴	木	美	香	山形県保育協議会
	峯	田	益	宏	株式会社山形新聞社
	森	田	裕	介	国 土 交 通 省 山形河川国道事務所
	髙	橋	信		山 形 警 察 署

【任期 令和7年6月30日まで】

山形市都市計画審議会幹事名簿

職	名	氏			名	備考
まちづくり	政策部長	渡	邊		俊	幹事長
まちづくり政策部	都市政策調整監	熱	海	裕	章	
企画調	整部長	畑	П	和	久	
商工観	光部長	髙	橋	清	真	
農林	部 長	七	原		仁	
都市整	備部長	伊	藤	林	也	
上下水	道部長	佐	藤	政	己	
企画調	整課長	エ	藤		茂	
公共交	通課長	大	沼		功	
産業政	策 課 長	片	桐	道	徳	
ブランド	戦略課長	高	橋		大	
農政	課長	長	橋		真	
まちづくり	政策課長	丹	野	善善	彦	
まちなみデ	ザイン課長	佐	藤		大	
建築指	導課長	鑓	水	政		
公園緑	地課長	髙	橋	芳	昭	
道路整	備課長	芦	野	知	明	
河川整	備課長	田	中	_	義	
道路維	持 課 長	佐	藤	秀	弘	
経営企	画課長	西	塔	浩	人	

第140回山形市都市計画審議会意見聴取資料

意見聴取資料目次

山形市立地適正化計画の変更
◇ 山形市立地適正化計画の変更について

山形市立地適正化計画の変更について

1 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき、都市機能と居住機能を一定の区域内に緩 やかに誘導するとともに、これらの区域を利便性の高い公共交通ネットワークにより連携す ることで、持続可能な都市構造を実現することを目的とした、市町村が策定主体となる計画で す。

山形市では、「多様なネットワークにより地域がつながり歩いて暮らせる健康で賑わいある まちづくり」を目標に掲げた「山形市立地適正化計画」を令和3年3月に策定しています。

2 計画変更の目的

山形市では、モータリゼーションの進展により深刻化する路上駐車問題の解消を図るため、 各種駐車場関連制度を活用し、路外駐車場の整備を促進してきました。

しかし、近年、中心市街地では、店舗閉店後の土地や建物の有効活用が図られないまま、跡地がコインパーキングに姿を変え、まちなみの分断を招いていることに加え、中心市街地への来訪者も減少傾向にあることから、駐車場の供給量が過剰となっている実態が明らかとなりました。

このような現状を踏まえ、駐車場の整備台数の適正化や出入口規制、多目的利用の促進を図り、快適な歩行空間及びまちなみの連続性を確保することを目的に計画を変更するものです。

3 計画変更の内容

都市再生特別措置法第81条第6項の規定に基づき、駐車場配置適正化区域及び路外駐車場配置等基準を設定します。これにより、駐車場配置適正化区域内に新たに駐車場を整備する場合などに市に対する届出が必要となります。

- (1)新たに6章「中心市街地の駐車場に関する施策等」を追加し、駐車場配置適正化区域及び路外駐車場配置等基準を設定します。
- (2) 8章「届出制度」において、駐車場整備に関する届出制度を新たに設けます。

4 都市計画審議会への意見聴取及びパブリック・コメントの実施

立地適正化計画の変更にあたっては、都市再生特別措置法第81条第24項において準用する同条第22項の規定において、市町村都市計画審議会の意見を聴くこととされています。

また、同法同条第24項において準用する同条第22項の規定に基づき、住民の意見を反映 させるための手続きとしてパブリック・コメントを実施しました。

【パブリック・コメントの実施概要と結果】

- ◆実施案件名 山形市立地適正化計画の変更案
- ◆実 施 期 間 令和5年8月7日(月)から9月6日(水)まで
- ◆実施結果 意見等の提出はありませんでした。

追加となる章のみを抜粋

山形市立地適正化計画

SUSTAINABLE GALS







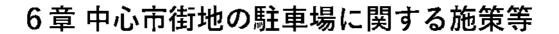
この計画の推進により、SDGsのこのゴールの 達成に貢献することを目指します

令和3年3月 (令和5年〇月 第1回変更) 山 形 市

目次

	1章 はし	こめに	1.
	(1)	計画策定の背景と目的	3
	(2)	- 立地適正化計画制度の概要	4
	(3)	計画の対象区域	6
	(4)	目標年次(計画期間)について	6
	(5)	本計画書の位置づけ	7
	2章 都市	中の現状と課題	1
	(1)	人口・世帯の動向	3
	(2)	上毛利用・都市機能の動向1	8
	(3)	公共交通	4
	(4)	市民の活動実態	6
	(5)	中心市街地における土地利用(駐車場の実態)	l
	(6)	災害の危険性	4
	3章 まち	らづくりの基本方針と将来市街地構造3	7
	(1)	まちづくりの目標と基本方針	9
	(2)	目指す将来市街地構造4	1
	(3)	拠点の目指すべき方向性4	9
	4章 誘導	尊区域・誘導施設5	1
	(1)	誘導区域の設定方針	3
	(2)	誘導区域の設定	8
	(3)	生活・交通利便性評価	8
	(4)	誘導施設の設定	3
	5章 記國	国を実現するための施策等8	
	(1)	都市機能の維持・誘導を図るための施策	1
	(2)	中心拠点の魅力向上とにぎわいの創出を目指すための施策9	2
	(3)	居住を誘導するための胞策9	4
	(4)	公共交通に関する施策	
	(5)	低未利用土地の有効活用と適正管理のための指針等9	
迫		ン市街地の駐車場に関する施策等9	
追加箇所	(1)	中心市街地における駐車場の現状と課題	
ゥ 所	(2)	駐車場配置適正化区域の設定	
	(3)	路外駐車場配置等基準の設定	
		受指針····································	
	(1)	居住誘導区域(法定)における防災指針1 1	1

	(2)	準居住誘導区域(法定外)における防災指針113
	(3)	その他の区域(誘導区域外)における防災指針117
	(4)	取組の目標
	8章届出	日制度123
	(1)	都市機能誘導に関する屆出
追	(2)	居住誘導に関する届出127
追加箇所	(3)	駐車場整備に関する届出
屏	9章 計画	国の評価と進捗管理
	(1)	目標値の設定
	(2)	計画の進捗管理
	(3)	法定外の誘導区域の位置づけと見直しの考え方 1 3 6



第5章において、中心市街地の魅力向上とにぎわいの創出を目指すための施策の1つとして定 めた「ウォーカブルなまちづくりの推進」に向けて、今後実施すべき中心市街地における駐車場 に関する施策等を整理します。

中心市街地における駐車場の現状と課題 **(1)**

駐車場に関する施策等の検討にあたり、中心市街地における駐車場の実態を調査・分析し、分 析により得られた諸課題を整理しました。

① 施策等の検討にあたり実施した実態調査の概要

i) 駐車場供給実態調査(令和元年度)

山形市中心部に指定している駐車場整備地区内における駐車場(1,621 施設)の供給実態 (駐車場名称、所在地、収容台数、運用区分(時間貸し、月極、専用)など)の把握

ii) 駐車場利用実態調査(令和2年度)

山形市駐車場整備地区内における駐車場の需給バランスの検証のための需要データ(車種 別時間帯別瞬間駐車台数など)の収集

iii) 駐車場利用者に対するアンケート調査(令和2年度)

駐車場の利用者特性(平日・休日)の把握(特に、駐車場利用圏(駐車場と目的施設の距 離・時間)の把握を重視)

② 中心市街地における駐車場の需給状況

i) 駐車場の利用実態

山形市では、駐車場の計画的な整備促進により駐車場不足は解消されましたが、店舗撤退 後の跡地利用としての駐車場整備が増えていることに加え、中心市街地への来訪者も減少傾 向にあることから、時間貸し駐車場の占有率は最大で66%となっており、多くのスペースが 余剰となっています。

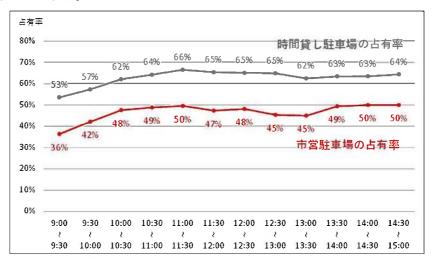


図 6-1 駐車場の占有率の時間変化(再掲)

ii) 公共交通ネットワークの整備

誰もが快適に移動できる環境を構築するため、地域にとって望ましい公共交通ネットワークビジョン及び地域の移動手段を確保・充実することを目的とした。山形市地域公共交通計画」が令和3年3月に策定されました。この計画に基づき、車に過度に頼らずとも日常生活を送ることができる、まちづくりと連携した利便性の高い公共交通ネットワークの整備が順次進められています。

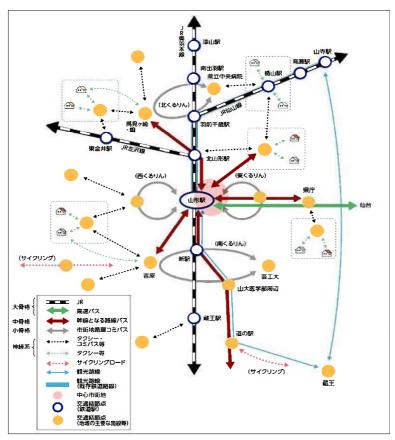


図 6-2 山形市における公共交通ネットワークビジョン 資料) 山形市地域公共交通計画(令和2年度)より

課題

駐車需要に対して供給過剰となっている駐車場の供給量を、今後の需要を見据えながら適正 化していくことが課題

③ まちづくりと駐車場との関係

i) 駐車場の立地状況

中心市街地では青空駐車場が数多く立地し、低未利用な空間利用が望まれます。

七日町大通りの北側やすずらん通りでは駐車場が少なく、安全な歩行動線が確保されていますが、その他の路線では駐車場出入口による歩行動線の阻害が懸念されます。

100 | 山形市立地遮正化計画

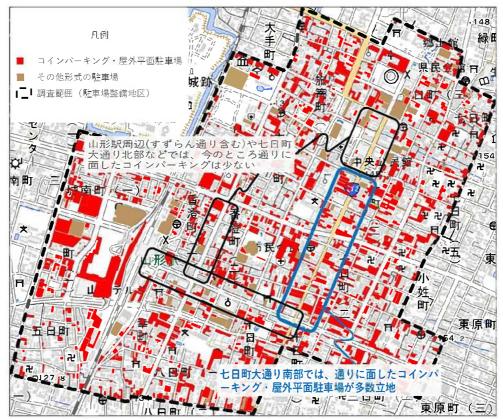


図 6-3 中心市街地における駐車場の立地状況 (再掲)

資料) 駐車場供給実態調査(令和元年度)より作成

また、中心市街地において青空駐車場は中心市街地の土地の25%の面積を占めています。青空 駐車場は多くの都市空間を使用していながら、面積当たりの供給台数はその他の駐車場の半分以 下となっており、非効率的な空間利用が広がっている状況です。

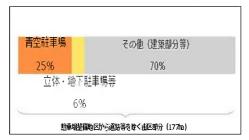


図 6-4 青空駐車場による空間占有の状況 資料)駐車場供給実態調査(令和元年度)を元に作成 ※青空駐車場:コインバーキング及び屋外平面駐車場を対象に集計 ※全ての運用形態(時間貸し、定期、月極、専用)を含む

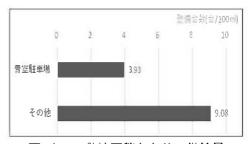


図 6-5 敷地面積あたりの供給量

資料)射車場供給実態豊斎(令和元年度)を元に作成 ※寄作団車場:コインバーキング及び屋外平下原車場を対象に集計 後全ての河田形態(時間貸し、定様、月報、専門)を含む ※敷地角鎖は GIS 主での計割による

歩きやすい空間づくりのための出入口規制や駐車場の多目的利用、低未利用地の活用など、 まちの高質化を後押しすることが課題

④ 課題のまとめ

「駐車場の需給状況」「まちづくりと駐車場の関係」の分析より、中心市街地における駐車場に 関する課題を次のようにまとめます。

課題のまとめ

これまでの収容台数の確保から、整備台数の適正化や 良好な歩行回遊環境の形成、低未利用地の削減への貢献など、 都市空間の高質化を後押しすることへ転換していくことが課題

(2) 駐車場配置適正化区域の設定

(1)でまとめた課題を踏まえ、快適な歩行空間やまちなみの連続性を確保するため、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりを推進している七日町大通りやすずらん通りを中心に、駐車場配置適正化区域を設定します。

① 中心市街地内のエリア毎の分析

駐車場配置適正化区域の設定にあたり、中心市街地内のエリア毎に沿道のまちづくり特性と駐車場との関係を以下のとおり整理します。

■エリアの分類の考え方

駐車場政策を展開する上でのエリア分けは道路の通り単位で捉え、地区内の主要な通りに関して次の2種類に着目します。1つは快適な歩行回遊環境の形成により中心市街地のにぎわいの中心となる通り(下図5-1の緑、青のエリア)、もう1つは自動車交通の処理を担うことで前者の路線への自動車の流入を抑制するとともに、自動車による中心市街地へのアクセスを支えることでにぎわいづくりに貢献する通り(下図5-1の黄色のエリア)です。



図 6-6 駐車場政策から見た街づくりの方針

■エリア(通り)ごとの方向性

すずらん通り

七日町大通り(北) 本市の中心的なにぎわいエリアですが、今後施設更新が複数個所で生じて くることが予想される中で、安全で快適な歩行回遊環境の形成を図るた め、駐車場出入口と歩行動線の交錯が少ない現況の維持を図ります。

駅前大通り

山形駅の正面に位置し本市の顔となるにぎわいを維持していくエリアと して、引き続き歩行者と駐車場利用車両の交錯が少ない環境の維持を図り ます。

七日町大通り(南)

青空駐車場が多く立地し、それらの出入口と歩行動線の交錯が多いエリア です。さらなる青空駐車場の発生を抑制していくとともに、既存の青空駐 車場については、イベント開催やキッチンカー誘致など地域のにざわい形 成への活用を見据えた駐車場運営の普及を図ります。それらの取り組みに より、今後七日町大通り(北)のにぎわいが本エリアまで広がり、駅前大 通りと合わせて連続的な歩行環境が形成されることを目指します。

山形駅西口 ~霞城公園

山形駅西口から霞城公園南門への動線は、中心市街地グランドデザインに おいて「歴史・文化推進ゾーン」に位置づけられており、観光客を含めた。 歩行者にとって安全で快適な歩行回遊環境の形成を図ります。

都心リング、 駅環状道路

七日町大通りやすずらん通りなどで快適な歩行回遊環境の形成を図ると 同時に、自動車利用の重越する本市においては中心市街地へ来訪する自動 **車の利便性を確保することも中心市街地のにぎわいづくりには重要な視** 点です。

中心市街地において自動車交通を支える重要な路線として都心リングと 駅環状道路があり、七日町大通りやすずらん通りなどへの自動車交通の流 人を迂回させる役割を担っていますが、それと同時に自動車での中心市街 |地来訪を支える路線として捉え、 治線の駐車場が七日町大通りやすずらん| 通りなどのプリンジ駐車場として機能することを目指します。

■駐車場配置適正化区域

それぞれの属性を踏まえて分類されたエリアごとの方向性を勘案し、都心リング及び駅環状道 路の内側の区域を駐車場配置適正化区域とします。

また、七日町大通りやすずらん通りなどを「主要な幹線道路」に定め、大通りに面した部分へ の出入口を原則設置しないなどの項目を盛り込んだ路外駐車場配置等基準を設定することで、安 全で快適な歩行回遊環境の形成を図ります。

なお、駐車場配置適正化区域及び路外駐車場配置等基準については、状況変化を踏まえ、必要 に応じて見直します。

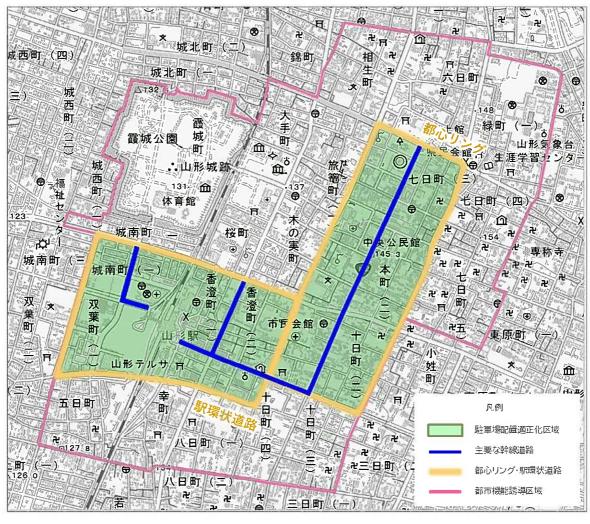


図 6-7 駐車場配置適正化区域

(3) 路外駐車場配置等基準の設定

まちなみの分断を招く駐車場の新規発生を抑制するとともに、歩行者の安全性を確保するために、以下のとおり路外駐車場配置等基準を設定します。

駐車場を新たに整備するなどの場合に届出が必要となる規模については、区域内のどのような 駐車場であっても歩行者の安全性に配慮した構造とすることが望ましいこと、一方で駐車場とし ての利用がやむを得ない小規模なものを対象にすることは駐車場設置者等に対して過度な負担と なることを比較考慮し、50 m以上とします。なお、届出が必要となる規模については、都市再生 特別措置法第 106 条の規定に基づき、条例を新たに制定のうえ定めることとします。

これにより、これまで届出を要さなかった小規模の駐車場についても新たに届出が必要となり、 構造等に関する基準などを設定することで、新たな駐車場の立地抑制を図ります。

表 6-1 路外駐車場配置等基準の概要

	3. 0 : 阿小亚十级的巨石基本的例文
対象行為	駐車場配置適正化区域や主要な幹線道路(※1)に面した部分において、 ①路外駐車場(※2)を新たに設置する場合 ②既存の路外駐車場の規模または自動車の任人口を変更する場合
届出対象 となる規模	駐車の用に供する部分(駐車マス)の面積が 50 mi以上の路外駐車場 ※無料駐車場を含む(月極駐車場や住宅・マンションなどの専用駐車場は除く)
構造等に 関する基準	【財車場配置適正化区域全体】 次の事項を可能な限り満たすこととする。 ①フラップレス化(※3) ②にぎわいの創出に資する管理規程の作成 ③通りに面した部分への多目的スペースの設置や植栽等による緑化(※4) 【主要な幹線道路に面した部分に出入口を設置することを原則禁止とする。 ただし、主要な幹線道路のみに面しているため、出入口を設置せざるを得ない場合は、次の事項を遵守することを原則とする。 ①ハーモニカ構造(※5)の禁止 ②後退して入出庫する必要がある出入口の設置禁止 ③駐車場法施行令第7条第1項に掲げる道路等(※6)への出入口の設置禁止 ④出入口への警報装置(パトランプ)の設置 ③フラップレス化 ⑥にざわいの創出に資する管理規程の作成 で近りに面した部分への多目的スペースの設置や植栽等による緑化

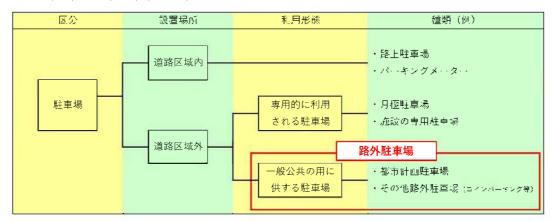
- ※1 主要な幹線道路については、以下のとおりとする。
 - ①都市計画道路(以下 (都) という。) 旧県庁半郷線のうち、(都) 山形停車場松波線から (都) 双月志戸田線の区間

106 | 山形市立地遮正化計画

- (②)(都) 美畑天童線のうち、(都) 山形停車場松波線から(都) 東原村木沢線の区間
- (3)(都) 山形停車場松波線のうち、(都) 正県庁半郷線から西側の区間
- ④ (都) 山形停車場西口線のうち、(都) 霞城公園南口線から東側の区間
- (5) (都) 霞城公園南口線のうち、(都) 山形停車場西口線から(都) 東原村木沢線の区間

※2 路外駐車場の定義

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものを いう。(駐車場法第2条第1項第2号)



- ※3 駐車マスごとに設置されるフラップ板(ロック板)の代わりに、駐車マスの後方にナンバープ ンートを読み取るカメラを設置して入出庫を管理するもの。
- ※4 テーブルやベンチ等を置くことで、歩行者や駐車場利用者などが休憩など多目的に利用できる スペースを設けること。通りに面したフェンス等へフラソーハンギングや植栽をすること。
- ※ 5 駐車区画と前面道路との間に車路がなく、駐車区画から前面道路へ直接出入りできる構造
- ※6 駐車場法施行今第7条第1項に掲げる道路等の主なものは以下のとおり。
 - · 交差点、横断步道、自転車横断带
 - ・交差点の側端または道路の曲がり角から5m以内の部分
 - ・横断歩道または自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分
 - ・路線バス等の停留所の位置から 10m以内の部分

8章 届出制度

(1) 都市機能誘導に関する届出

① 都市機能誘導区域外での誘導施設の整備

計画区域内の都市機能誘導区域外で誘導施設の整備を行う場合は、都市再生特別措置法第 108条第1項の規定に基づき、行為に着手する30日前までに市への届出が必要となります。

届出の対象となる行為は以下のとおりです。

なお、法定外の準都市機能誘導区域において法定の誘導施設を整備する場合は、同区域における法定外の誘導施設であっても雇出の対象となります。

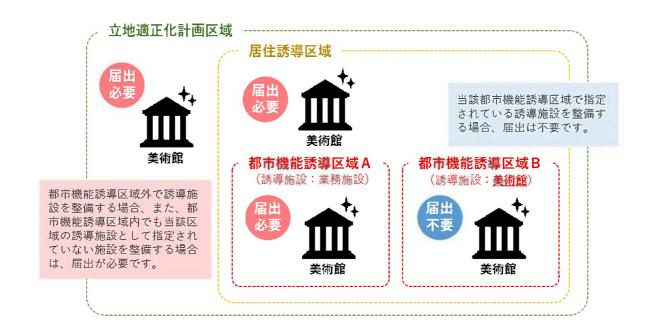
(【例】馬見ヶ崎・嶋地区への大型スーパーの整備は届出対象となります。)

●開発行為

・誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為を行う場合

●建築等行為

- ・誘導施設を有する建築物を新築する場合
- ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更して、誘導施設を有する建築物とする場合

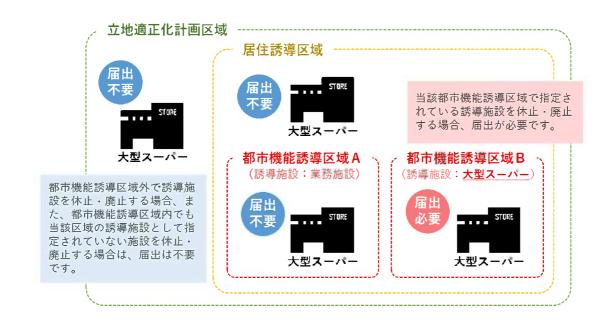


② 都市機能誘導区域内における誘導施設の休止・廃止

計画区域内の都市機能誘導区域内に存在する誘導施設を休止または廃止する場合は、都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、行為に着手する30日前までに市への届生が必要となります。

なお、法定外の準都市機能誘導区域においては、同区域内へ誘導すべきとされる誘導施設の 休廃止であっても、法定外の位置づけであるため雇出対象とはなりません。

(【例】馬見ヶ崎・鳩地区での大型スーパーの休廃正は届出対象となりません。)



(2) 居住誘導に関する届出

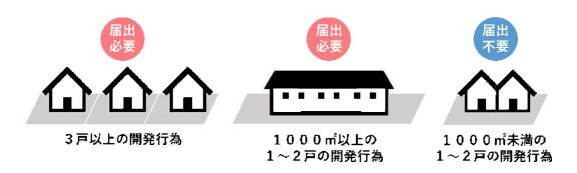
計画区域内の居住誘導区域外で一定規模以上の住宅開発を行う場合は、都市再生特別措置法第 88条の規定に基づき、行為に着手する30日前までに市への届出が必要となります。

届出の対象となる行為は以下のとおりです。

なお、準居住誘導区域については、法定の居住誘導区域外の区域に含まれるため、届出の対象となる住宅開発等を行う場合は届出の対象となります。

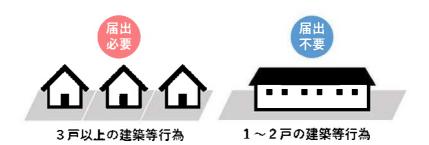
●開発行為

- ・3 戸以上の住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為を行う場合
- ・1 戸または 2 戸の住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為で、その規模が 1,0 0 0 ㎡ 以上のものを行う場合



●建築等行為

- ・3 戸以上の住宅を新築する場合
- ・建築物を改築し、または建築物の用途を変更し、3 戸以上の住宅とする場合



(3) 駐車場整備に関する届出

駐車場配置適正化区域内で一定規模以上の路外駐車場(※1)を整備する場合は、都市再生特別措置法第106条の規定に基づき、行為に着手する30日前までに市への届出が必要となります。

届出の対象となる行為は以下のとおりです。

●対象行為

駐車場配置適正化区域や主要な幹線道路に面した部分において、

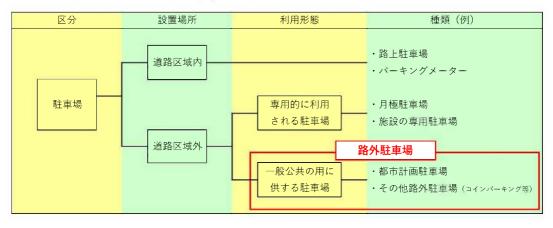
- ・路外駐車場を新たに設置する場合
- ・既存の路外駐車場の規模または自動車の出入口を変更する場合

●届出対象となる規模

駐車の用に供する部分(駐車マス)の面積が 50 m以上の路外駐車場 ※無料駐車場を含む(月極駐車場や住宅・マンションなどの専用駐車場は除く)

※1 路外駐車場の定義

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。(駐車場法第2条第1項第2号)



都市再生特別措置法(抜粋)

○都市再生特別措置法

(立地適正化計画)

- 第81条 市町村は、単独で又は共同して、都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内の 区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商 業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に 著しく寄与するものをいう。以下同じ。)の立地の適正化を図るための計画(以下「立地適正化計 画」という。)を作成することができる。
- 2 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
 - 二 都市の居住者の居住を誘導すべき区域(以下「居住誘導区域」という。)及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
 - 三 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域(以下「都市機能誘導区域」という。)及び当該 都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設(以下「誘導施設」という。) 並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を 誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項(次号に掲げるものを除く。)
 - 四 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等に関する事項 イ 誘導施設の整備に関する事業
 - ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業、市街地再 開発事業、土地区画整理事業その他国土交通省令で定める事業
 - ハ イ又はロに掲げる事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業
 - 五 居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針(以下この条において「防災指針」という。)に関する事項
 - 六 第二号若しくは第三号の施策、第四号の事業等又は防災指針に基づく取組の推進に関連して 必要な事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項

3~5 — 略 —

- 6 第二項第六号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。
 - 一 <u>都市機能誘導区域内の区域であって、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐</u> 車場の配置の適正化を図るべき区域(以下「駐車場配置適正化区域」という。)

- 二 <u>駐車場配置適正化区域における路外駐車場の配置及び規模の基準(第百六条において「路外</u> 駐車場配置等基準」という。)
- 三 駐車場配置適正化区域における駐車施設の機能を集約するために整備する駐車施設(第百七 条において「集約駐車施設」という。)の位置及び規模

$7 \sim 21$ — 略 —

- 2 2 市町村は、立地適正化計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、<u>市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、都道府県都市計画審議会。)の意見を</u>聴かなければならない。
- 23 略 —
- 24 第二項から前項までの規定は、<u>立地適正化計画の変更(第二十二項の規定については、国土</u> 交通省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

【解説】

立地適正化計画において、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のために「駐車場配置適正 化区域」及び「路外駐車場配置等基準」を記載することができる。

住民の意見とともに、公正かつ専門的な第三者の意見を反映させることが、立地適正化計画の着 実な実施を図る観点から重要であるため、立地適正化計画を変更する際、市町村都市計画審議会の 意見を聴くこととされている。